

第4回東京都北区資源循環推進審議会

令和5年7月6日
北とぴあ1601会議室

- 1 委員の紹介について【資料1】
- 2 審議会の今後の進め方について【資料2】
- 3 今後のごみ減量の推進について【資料3～10】
 - (1) 重点事業の進捗状況について
 - (9) 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
 - (10) 優良事業者表彰制度の創設
 - (12) 清掃事業関連施設の再編・有効活用
 - (2) ごみ減量の推進に向けた施策について

4 その他

【審議会 資料】(事前送付)

- ・第4回東京都北区資源循環推進審議会次第
- ・資料1 東京都北区資源循環推進審議会 委員名簿(令和5年7月1日現在)
- ・資料2 東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について(修正案)
- ・資料3 北区一般廃棄物処理基本計画2020 体系図
- ・資料4 現行計画における施策進捗状況の整理Ⅲ
- ・資料5 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
- ・資料6 優良事業者表彰制度の創設
- ・資料7 清掃事業関連施設の再編・有効活用
- ・資料8 北区のリサイクル清掃事業について(抜粋)
- ・資料9 近年のごみ減量、リサイクル等の施策について
- ・資料10 持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について答申(素案)

(机上配付)

- ・参考冊子：北区環境基本計画2023(概要版)

東京都北区資源循環推進審議会 委員名簿

(令和5年7月1日現在)

区分	氏名	備考
学識経験者	やまや しゅうさく 山谷 修作	東洋大学名誉教授
	かとうの たけし 上遠野 武司	大東文化大学経済学部教授
	まつなみ じゅんや 松波 淳也	法政大学経済学部教授
区議会議員	ひらた りさ 平田 りさ	北区議会議員
	すどう あきお すどう あきお	北区議会議員
	やまざき たい子 山崎 たい子	北区議会議員
	あおき のぶえ 青木 のぶえ	北区議会議員
	あだち しんじ 安達 しんじ	北区議会議員
区民	つかもと しんや 塚本 進也	公募区民
	こが ゆきこ 古賀 由希子	公募区民
	おおぬき しんいち 大貫 新一	北区町会自治会連合会
	こざき えつこ 小笹 悦子	特定非営利活動法人 北区リサイクラー活動機構
	おかもと ゆりこ 岡本 百合子	北区地域リサイクラー協議会
	まつもと はるみつ 松本 晴光	北区清掃協力会
	やました はるえ 山下 陽枝	北区消費者団体連絡会
事業者	なりかわ ともひで 成川 友英	北区商店街連合会
	わにぶち ゆうじろう 鰐淵 雄二郎	北区リサイクラー事業協同組合
	たむら すみお 田村 純郎	東京商工会議所 北支部
	さいとう まさみ 齊藤 正美	(社)北区産業連合会
区職員	ふじの ひろし 藤野 浩史	北区政策経営部長

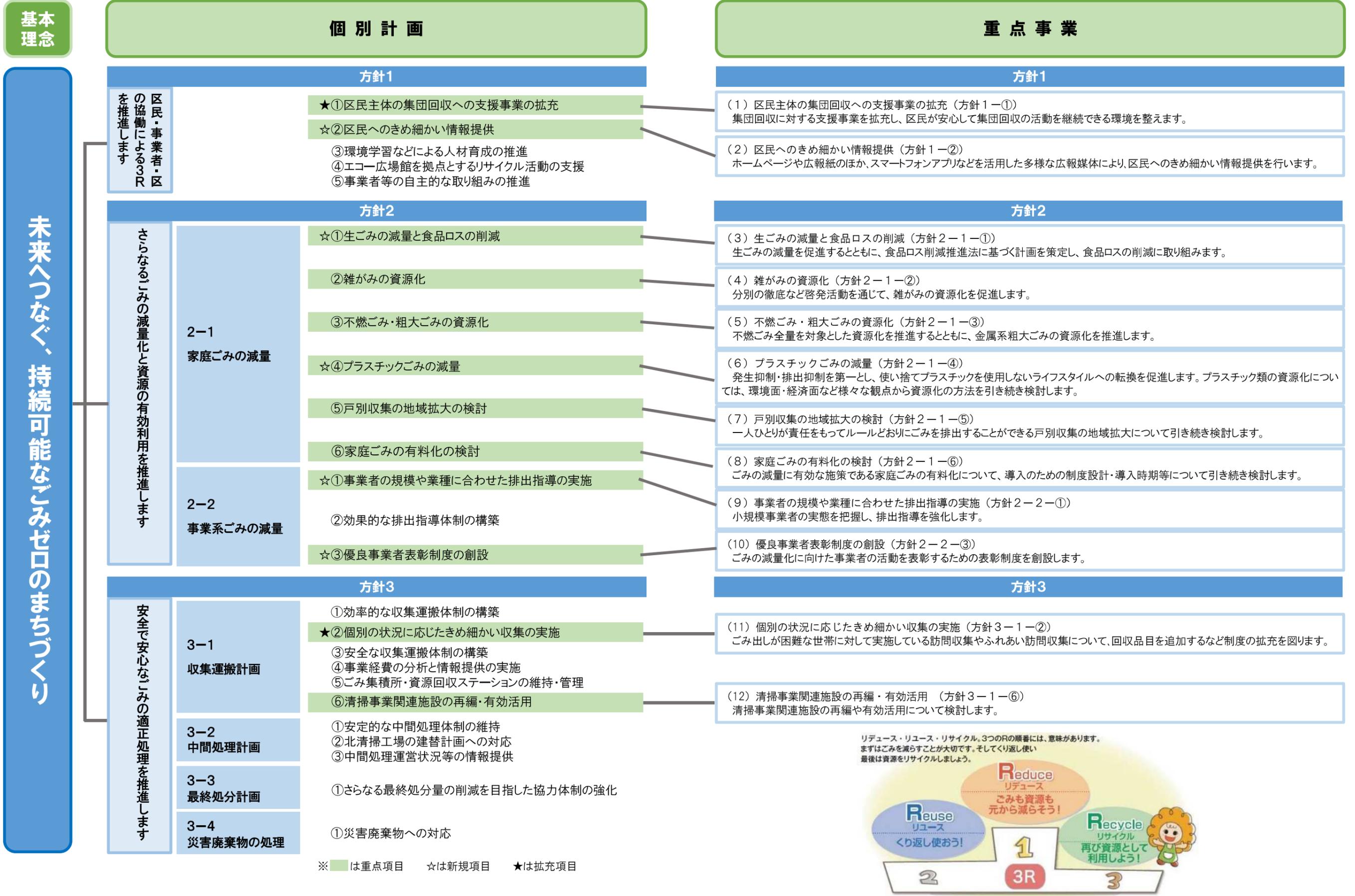
令和5年7月6日

第4回資源循環推進審議会

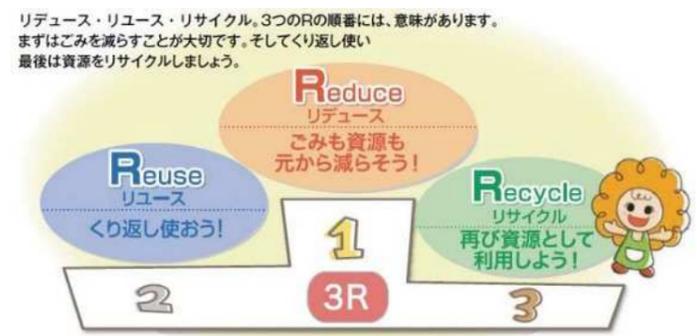
東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について（修正案）

	開催時期（予定）	主 な 内 容
第1回	令和4年 5月12日	委嘱 → 諮問 → 審議会運営 北区の清掃リサイクル進捗状況 説明 排出原単位調査、区民アンケート 実施説明
第2回	令和4年 9月13日	食ロス削減推進計画、災害廃棄物処理計画 説明 排出原単位調査① 速報値説明 （中間処理施設見学） 今後のごみ減量の推進について① （一廃計画(1)～(6)の進捗状況説明 → 質疑）
第3回	令和5年 2月2日	区民アンケート結果 速報値説明 （中間処理施設見学） 今後のごみ減量の推進について② （一廃計画(7)・(8)・(11)の進捗状況説明 → 質疑）
第4回	令和5年 <u>7月6日</u>	今後のごみ減量の推進について③ （一廃計画(9)・(10)・(12)の進捗状況説明 → 質疑、 <u>意見再聴取</u> ）
第5回	令和5年 <u>8月24日</u>	排出原単位調査② 速報値報告 今後のごみ減量の推進について④
第6回	令和5年 <u>11月2日</u>	答申案の検討 （→ <u>区民からの意見募集実施</u> ）
第7回	令和6年 3月上旬～下旬	<u>区民からの意見募集結果報告</u> → 最終答申

● 計画の体系図 ●



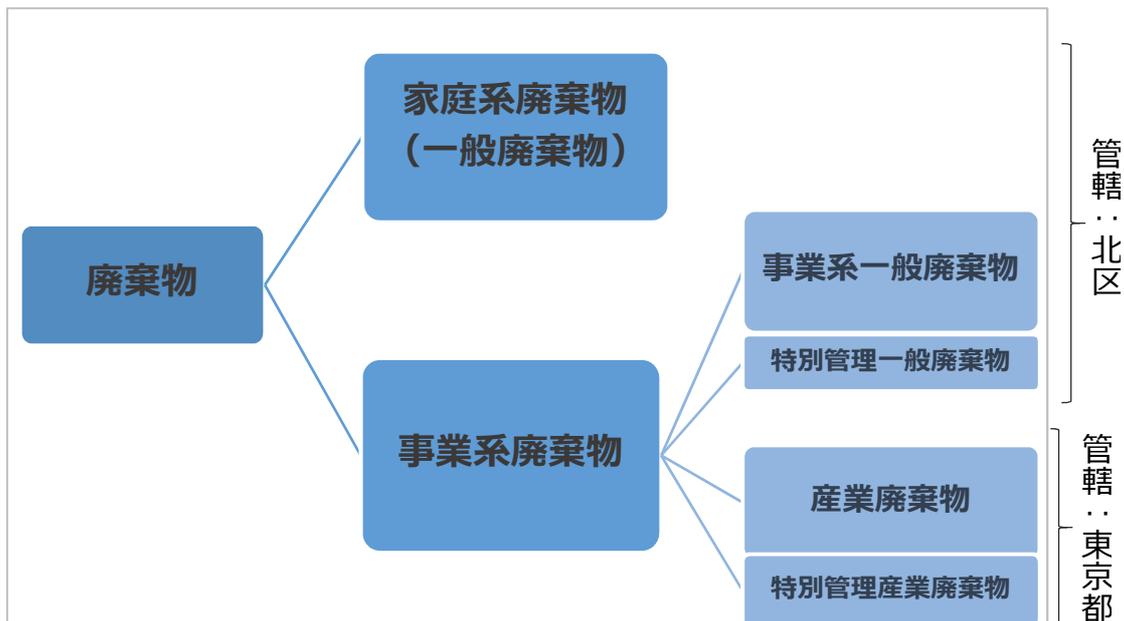
※ は重点項目 ☆は新規項目 ★は拡充項目



現行計画における施策進捗状況の整理Ⅲ

施 策		
方針 2 さらなごみの減量化と資源の有効利用を推進します		
2-2 事業系ごみの減量		
(9)	事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施	
	○ごみの減量及び適正処理に向けた助言・指導 延べ床面積が3,000㎡以上の事業用建築物所有者に対し、廃棄物管理責任者の届出、再利用計画書の提出を義務付け、定期的に立入検査、指導・助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の講習会を実施しており、今後より効果的な講習会の実施について検討し、一部着手している。冊子「事業系廃棄物適正処理・減量ハンドブック」を作成して、啓発を行っている。	→ 今後強化
	○延べ床面積3,000㎡未満の事業者に対する排出指導基準の見直しを含めた排出状況等の実態把握に向けた枠組みの検討、助言・指導の強化 延べ床面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物所有者に対しても、3,000㎡以上の事業用建築物に準じて廃棄物管理責任者の選任やごみ減量・再利用計画書の提出を求めるなどの指導・助言を行っている。	→ 今後強化
	○事業系有料ごみ処理券利用事業者の許可業者による収集への移行、登録制度の導入検討 収集作業の中で排出基準（日量10kg未満等）を超える事業所については、許可業者による収集への移行を指導。登録制度については引き続き調査・検討。	→ 今後も継続
(10)	優良事業者表彰制度の創設	
	○ごみ減量に対して、優良な取り組みを実施している事業者の表彰等、事業者の意識向上を図る制度の創設 特別区内で既に取り組みを実施している区にヒアリングをするなど実施する上での課題を抽出しつつ、北区にあった取り組みについて引き続き調査・検討を進める。	→ 今後も継続
	○特に功績のあった取り組み、先進的な取り組みのホームページ等による情報発信 情報発信をする上での課題や実際の運用方法について引き続き調査・検討を進める。	→ 今後も継続
方針 3 安全で安心なごみの適正処理を推進します		
3-1 収集運搬計画		
(12)	清掃事業関連施設の再編・有効活用	
	○区が保有する清掃事業関連施設の更新、再編の検討 浮間清掃事業所敷地内に粗大ごみ中継施設を整備し、北区清掃事務所から浮間清掃事業所へ粗大ごみの中継機能を移転。	→ 今後も継続
	○北清掃工場建替え期間中の収集運搬体制への適切な対応 遠方の清掃工場への搬入を想定した作業計画を作成、人員機材を確保。	→ 今後も継続
	○粗大ごみの持ち込み施設設置の検討 浮間清掃事業所敷地内に持ち込み施設を整備。R3年10月着工、R4年9月竣工。	完了

○事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施



一定規模以上の建築物を所有する事業者に対し、届出等の義務を課している
 ⇒建築物の規模により分類

I. 事業用大規模建築物 事業用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以上の建築物
 (「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」(以下、「規則」)に規定)

II. 事業用中規模建築物 (事務運営上の呼称) 事業用途の延べ床面積が 1,000 m²以上 3,000 m²未満の建築物
 (「東京都北区事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する要綱」(以下、「要綱」)に対象として規定)

事業用建築物件数の推移

	事業用中規模 建築物 (1000m ² 以上3000m ² 未満)	事業用大規模建築物 (3000m ² 以上)
平成30年4月1日現在	255件	244件
平成31年4月1日現在	245件	250件
令和2年4月1日現在	244件	245件
令和3年4月1日現在	237件	248件
令和4年4月1日現在	233件	247件
令和5年4月1日現在	231件	251件

I.事業用大規模建築物の所有者に対して

- | | | |
|--------------------------|---|----|
| ①再利用計画書の提出 | } | 義務 |
| ②廃棄物管理責任者の選任・届出 | | |
| ③定期的な立入検査等 | | |
| ④新任廃棄物管理責任者向け講習会（対面式）の実施 | | |

検討④の実施方式について

⇒オンラインでの動画視聴方式に変更予定（令和5年度～）

- ・対象者の拡大（初任者以外、事業用中規模建築物にも）
- ・再学習への活用機会
- ・会場規模による人数の制約、実施回数の制約、受講者の時間的制約が解消

廃棄物管理責任者講習会出席人数

	回数	開催日	出席人数	年度別出席人数
平成30年度	第1回	10月31日	26	45
	第2回	11月9日	19	
平成31年度 (令和元年度)	第1回	10月29日	27	49
	第2回	11月8日	22	
令和2年度	第1回	10月20日	12	44
	第2回	10月20日	13	
	第3回	10月23日	11	
	第4回	10月23日	8	
令和3年度	第1回	12月1日	9	49
	第2回	12月1日	14	
	第3回	12月3日	13	
	第4回	12月3日	13	
令和4年度	第1回	10月24日	7	41
	第2回	10月24日	15	
	第3回	10月28日	9	
	第4回	10月28日	10	

○事業用大規模建築物所有者への指導等における課題

事業用建築物の排出指導体制 … 事務職員 3名
技能長 2名（兼務） 計5名体制

大規模建築物への立入検査件数（件/年）

平成30年度	36
平成31年度	34
令和2年度	12
令和3年度	6
令和4年度	31

廃棄物管理指導員*の確保が困難

（*条例74条、規則70条に規定。廃棄物行政経験者3年以上等）

- 継続的かつ安定的な排出指導体制の維持
- 専門的な知識と経験の蓄積 が課題

⇒①立入検査結果報告書の簡素化

- 立入検査後の報告書様式の見直し検討
⇒チェックボックス形式などに

②立入検査システムの導入検討

- 立入検査：・事前に再利用計画書に基づき指摘事項をまとめる
・当日の結果は後日改めて報告書を作成し、郵送
⇒可能な限り現場で検査報告作成が完結する仕組みを検討
＝立入検査業務のシステム化
例）タブレットなど（その場で入力できるもの）を携行

Ⅱ.事業用中規模建築物（1,000㎡以上 3,000㎡未満）の所有者に対して

- ①ごみ減量・再利用計画書の提出
 - ②廃棄物管理責任者の選任・届出
- } 努力義務

検討対象となる建築物の把握方法について

⇒庁内で保有する建築物件情報の提供を受けることである程度の把握が可能

- ・居住環境整備指導要綱：3階以上かつ15戸以上の集合住宅、もしくは、延べ床面積 1,500㎡以上の建築物が対象【既に清掃事務所にて把握が可能】
- ・建築計画概要書：延べ床面積 1,000㎡以上で区に届出があった建築物（昭和46年～）

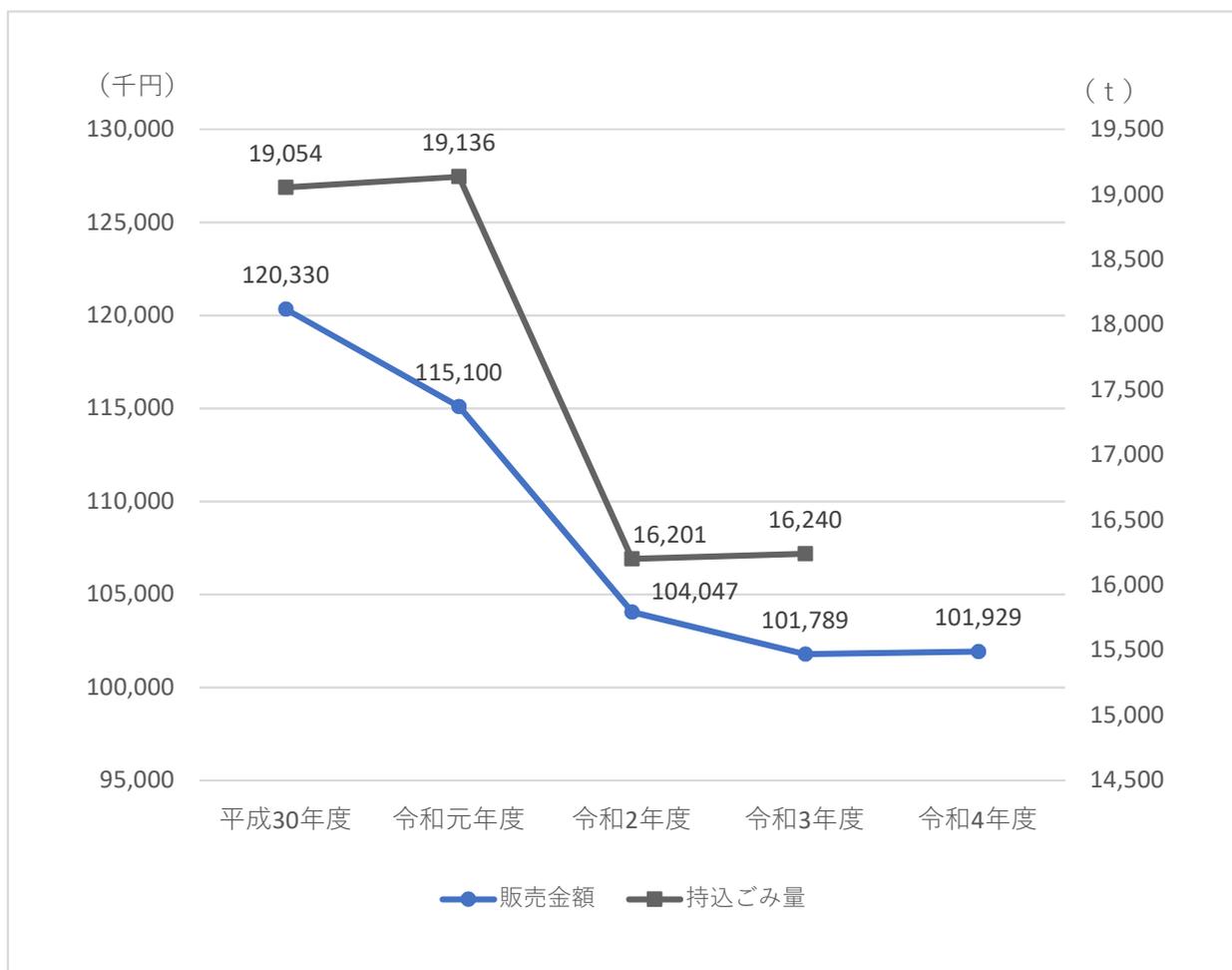
※ I.の講習会の方式変更と合わせ、動画内容の追加等により事業用中規模建築物の管理者も対象とすることができるように。

○事業用中規模建築物所有者への助言・指導等における課題

再利用計画書・・・作成・提出を「促す」（努力義務）のみ
提出率は約6割

⇒再利用計画書の内容見直し（作成者の負担軽減の工夫）

○事業系有料ごみ処理券販売金額および持込ごみの推移



事業系有料ごみ処理券販売金額の推移 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ処理券70ℓ	11,520	11,002	9,964	9,456	9,052
ごみ処理券45ℓ	88,359	84,785	77,446	76,960	77,104
ごみ処理券20ℓ	14,785	13,739	11,631	10,835	11,183
ごみ処理券10ℓ	5,666	5,574	5,006	4,538	4,590
販売金額	120,330	115,100	104,047	101,789	101,929

持込ごみ量の推移 (t)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
持込ごみ量	19,054	19,136	16,201	16,240	未確定

【大規模建築物所有者用】

第2号様式（第11条関係）（表）

事業用大規模建築物における再利用計画書

令和 年 月 日

東京都北区長 殿

建築物名称
 建築物所在地
 所有者住所
 所有者氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条第3項の規定により、事業用大規模建築物における再利用計画書を以下のとおり提出します。

1. 建築物の基本情報（別紙添付可）

事業に用いる場所の延べ床面積	m ² （住宅部分は除く。）		
当該建築物の階数（地上・地下）	地上 階	地下 階	
当該建築物を出入りする人の数（1日の平均人数）	従業員（テナント従業員を含む。） 人	外来者（通学者を含む。） 人	
同一敷地内の別館・別棟の有無	（※有の場合は、別紙に建物の詳細をご記入ください。）		
当該建築物に係る事業の用途/内訳		当該建築物で事業を営む者（該当箇所にて）	
事務所	社 m ²	<input type="checkbox"/>	所有者が全て使用
店舗（飲食店を除く。）	店 m ²	<input type="checkbox"/>	所有者とテナントが使用
飲食店・ホテル・式場	店 m ²	<input type="checkbox"/>	テナントが全て使用
工場・研究施設	所 m ²	<input type="checkbox"/>	その他（ ）
倉庫・流通センター	所 m ²	※テナントが入っている場合は、別紙でテナント一覧を作成してください。	
医療機関	所 m ²	当該建築物の廃棄物管理責任者	
その他（ ）	所 m ²	ふりがな	
その他（ ）	所 m ²	氏名	
その他（ ）	所 m ²	会社名	
共用部分（ ）	所 m ²	所在地	〒
（ ）	所 m ²	所属・職名	
（ ）	所 m ²	電話番号	
合計	m ²	廃棄物管理責任者講習会の受講状況	
住宅	世帯 m ²	講習会修了年月日	年 月 日

2. 廃棄物の処理状況・資源の再生推進状況（別紙添付可）

廃棄物の処理	廃棄物の種類	廃棄物収集運搬業者	許可番号	最終持込先
資源の再生推進	資源の種類	資源収集運搬業者	最終持込先	

3. 今年度のごみ削減目標（別紙添付可）

今年度計画（見込み量）と前年度実績を比較して増減した理由
ごみ量削減やリサイクル推進のために取り組んでいること

第2号様式（第11条関係）（裏）

建築物の名称	前年度実績 (令和4年4月～令和5年3月)		今年度計画(見込み量) (令和5年4月～令和6年3月)		対前年度比増減 (今年度計画-前年度実績)		
	発生量(t) [A]	再利用率(%) [B]	発生量(t) [D]	再利用率(%) [E]	発生量増減(t) [D-A]	再利用率増減(%) [E-D]	
可燃ごみ	紙類						
	① コピー用紙・OA用紙等						
	② ミックスペーパー・シュレッダー紙						
	③ 雑誌・パンフレット・色付き紙						
	④ 機密文書（一括処理文書）等						
	⑤ 新聞紙・折込チラシ						
	⑥ 段ボール						
	⑦ 汚れた紙類・紙おむつ（非感染性）						
	⑧ その他紙類（ ）						
	紙類小計(①～⑧の合計)	0.00	0.00	0.00	0.00		
	その他						
⑨ 厨芥(茶飯、残飯、吸い殻、生ごみ)							
⑩ 木・草・繊維(布)							
⑪ その他()							
その他小計(⑨～⑪の合計)	0.00	0.00	0.00	0.00			
可燃物合計(①～⑪の合計)	0.00	0.00	0.00	0.00			
不燃ごみ(焼却不適物)	⑫ 飲料用びん類(ペンダー一回収分は除く。)						
	⑬ 飲料用缶類(ペンダー一回収分は除く。)						
	⑭ ベットボトル(ペンダー一回収分は除く。)						
	⑮ 食用油						
	⑯ 弁当がら(弁当がら処理契約をしているもののみ。)						
	⑰ 廃プラスチック						
	⑱ その他()						
その他小計(⑫～⑱の合計)	0.00	0.00	0.00	0.00			
不燃物(焼却不適物)合計(⑫～⑱の合計)	0.00	0.00	0.00	0.00			
特定事業活動に伴う可燃物(産廃)							
粗大ごみ							

資料5
別添1

【注意】
 ・ この様式のエクセルファイルをダウンロードして使用する場合は、網掛け部分に計算式が入力されており、
 ・ 廃棄物の種類のそれぞれその説明は、「事業系廃棄物適正処理・減量ハンドブック」をご参照ください（北区ホームページよりダウンロードできます。）。
 ・ 上記①～⑦、⑨、⑩及び⑬～⑰に分類できない廃棄物の種類については、「その他」に書き加えてください。その他欄が足りない場合は、別紙でも構いません。
 ・ 数量については、小数第三位を四捨五入し、小数第二位までご記入ください。ただし、年間の排出量が5kg未満の場合は、排出量として計上しないでください（空欄で構いません）。
 ・ ⑱～⑲については、廃棄物処理業者が処理する量のみをご記入ください。自動販売機業者（ペンダー）が回収した分の場合は、「0.00t」となります。

大規模建築物の立入検査後に送付する「立入検査結果票」兼改善依頼書

2北環清第 号
令和3年 月 日

廃棄物管理責任者 様

北区生活環境部
北区清掃事務所長 戸澤 俊人

令和 日に実施した立入検査について検査結果票兼改善依頼書を送付します。
検査の結果は、良好でした。下記、改善事項等を参考に、引き続き廃棄物処理に関する取組み、リサイクル及びごみの減量にご協力をお願いいたします。

廃棄物の減量及び適正処理に関する立入検査結果票兼改善依頼書

検査日	令和 日	建築物名	
所在地	北区	検査立会者	
1. 再利用計画書の確認			
修正事項	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(裏面7(4)その他をご参照ください。)		
2. 廃棄物減量計画等の確認			
(1) 廃棄物の減量計画	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
(2) ごみ排出量の把握	<input checked="" type="checkbox"/> できている (<input checked="" type="checkbox"/> 自らで把握 <input checked="" type="checkbox"/> 業者からの報告で把握) <input type="checkbox"/> できていない 全部 ・ 一部 (減量確認のため量の把握が不可欠です。)		
3. 3Rの実施状況			
(1) リデュース(発生抑制)の実施状況	事務室内における書類の電子化、保管場所の計量器で排出の都度計量などで、廃棄量抑制に取り組んでいる。		
(2) リユース(再使用)の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 両面コピー <input type="checkbox"/> ミスコピー裏面使用 <input type="checkbox"/> 封筒再使用 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 実施していない→早急に検討してください。		
(3) リサイクルの実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 紙類(コピー用紙・新聞・雑誌・書籍類・段ボール・ミックスペーパー・シュレッダーくず) <input checked="" type="checkbox"/> びん <input checked="" type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> ペットボトル <input type="checkbox"/> 廃食用油 <input type="checkbox"/> 廃プラスチック <input type="checkbox"/> その他()		
(4) 再生品の使用	<input checked="" type="checkbox"/> コピー用紙 <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> 封筒 <input type="checkbox"/> 文具 <input checked="" type="checkbox"/> その他(名刺)		
4. 廃棄物・再利用物の保管場所			
(1) 各フロア一時保管場所状況	(2) 保管場所の管理状況		
可燃	一般廃棄物		
① 容器 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)	① 広さ・整理・衛生 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)		
② 表示 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)	② 表示 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)		
③ 分別 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)	③ 分別 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)		
不燃	④ 再利用可能な紙類の混入(<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)		
① 容器 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)	<input type="checkbox"/> コピー用紙 <input type="checkbox"/> 封筒 <input type="checkbox"/> メモ用紙		
② 表示 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)	<input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 雑誌・チラシ <input type="checkbox"/> シュレッダーくず		
③ 分別 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)	産業廃棄物		
資源	① 広さ・整理・衛生 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)		
① 容器 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)	② 表示 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)		
② 表示 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)	③ 分別 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)		
③ 分別 (<input checked="" type="checkbox"/> 適切 改善の余地あり)			

5. 処理状況			
廃棄物の種類	契約書	伝票類	処理業者(品目)
一般廃棄物(収集運搬)	<input checked="" type="checkbox"/> あり・なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり・なし	
一般廃棄物(処分)	<input checked="" type="checkbox"/> あり・なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり・なし	
産業廃棄物(収集運搬)	<input checked="" type="checkbox"/> あり・なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり・なし	
産業廃棄物(処分)	<input checked="" type="checkbox"/> あり・なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり・なし	
再生資源・再利用対象物	<input checked="" type="checkbox"/> あり・なし <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり・なし <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし	
6. 前回検査時の指導事項(前回検査日:H27年6月2日)			
従業員の入れ替わりが多いため、分別や環境教育を徹底すること	<input checked="" type="checkbox"/> 改善済 <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 未改善		
	<input type="checkbox"/> 改善済 <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 未改善		
	<input type="checkbox"/> 改善済 <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 未改善		
7. 改善していただきたい事項など			
(1) 分別・表示			
* 適切に分別・表示されていました。 分別状況は良好でした。今後も店長会議等を通じて、引き続き教育・啓発のお取組みを継続されますようお願いいたします。			
(2) 3R(リデュース・リユース・リサイクル)			
* 取組み状況は良好です。 積極的な3Rの取組みが伺えました。今後は、なお一層の紙類・食品のリサイクルの推進についてご検討いただきますようよろしくお願いいたします。			
(3) 契約・伝票類			
* 契約書や許可証の写し、伝票類は適切な管理がなされていました。 引き続き、契約内容等の把握と適正な保管管理をお願いいたします。			
(4) その他			
* 次年度以降の再利用計画書の記載について ヒアリング時に指摘したことに気を付けて、次年度以降の再利用計画書の作成をお願いいたします。また、次年度からは、 と をまとめて1つの再利用計画書として提出いただいで結構ですので、ご検討ください。			
この検査は、事業系ごみの減量・適正処理を目的として、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第73条に基づき実施しています。ごみの減量・適正処理を進めるうえで、重要なポイントについて確認させていただきました。今後もごみの減量とリサイクルにご協力をお願いします。			
指導事項に関する再検査	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(年 月頃、再検査に伺います。)		
北区立入検査員			

北区生活環境部北区清掃事務所事業管理係 ☎03-3913-3077

ごみ減量・再利用計画書

建物名称	
住所	
面積	(事業用に供する延べ床面積)

年度 種類	前年度実績(年4月～ 年3月)				委託処理 業者名	今年度計画(年4月～ 年3月)			
	発生量 A(B+C)	リサイクル量 B	廃棄量 C	リサイクル率 B/A×100		発生量 D(E+F)	リサイクル量 E	廃棄量 F	リサイクル率 E/D×100
リサイクル	コピー紙		0kg	0%				0kg	0%
	新聞 雑誌		0kg	0%				0kg	0%
	段ボール		0kg	0%				0kg	0%
	缶		0kg	0%				0kg	0%
	びん		0kg	0%				0kg	0%
	ペットボトル		0kg	0%				0kg	0%
ごみ	可燃ごみ		0kg				0kg		
	不燃ごみ		0kg				0kg		
合計	0kg	0kg	0kg	0%		0kg	0kg	0kg	0%

建物内に複数テナントがある場合、各テナントごとに担当者名等記入してください。

担当者		担当者	
連絡先		連絡先	
(テナント名)		(テナント名)	
担当者		担当者	
連絡先		連絡先	
(テナント名)		(テナント名)	

※ごみの処理(契約)をテナント(店)単位で行っている場合は、各テナントごとに作成し、管理者が取りまとめて提出ください。

※リサイクルの品目が上記以外にある場合は空白欄に追加して記入してください。

※事業所で発生する「びん缶」「ペットボトル」は区の収集で行っておりません。廃棄物処理業者と相談のうえ契約をしてください。

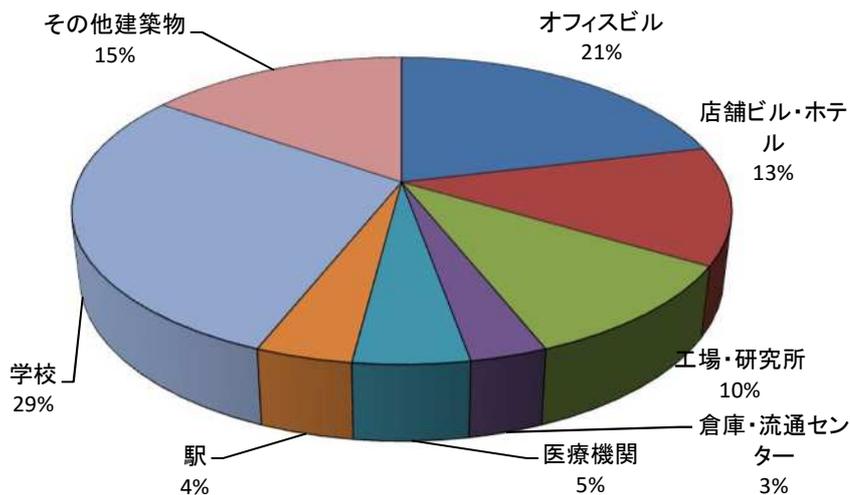
※「可燃ごみ」「不燃ごみ」について、区の収集に出している事業所は「委託処理業者名」欄に北区と記入してください。

事務所内分別容器 (可燃・不燃)	事務所内分別容器 (ペットボトル専用)
事務所内分別容器 (ビン・缶・その他不燃)	保管場所計量器
保管場所分別ルール	産業廃棄物保管場所表示
保管場所 (生ごみ容器)	保管場所 (廃油・段ボール)

令和3年度ごみ・資源再利用計画書 データファイル

北区内にある事業用大規模建築物(延床面積3,000㎡以上)の所有者等から提出された「再利用計画書」を集計したものです。(令和4年10月1日現在)

1. 区内事業用大規模建築物の構成

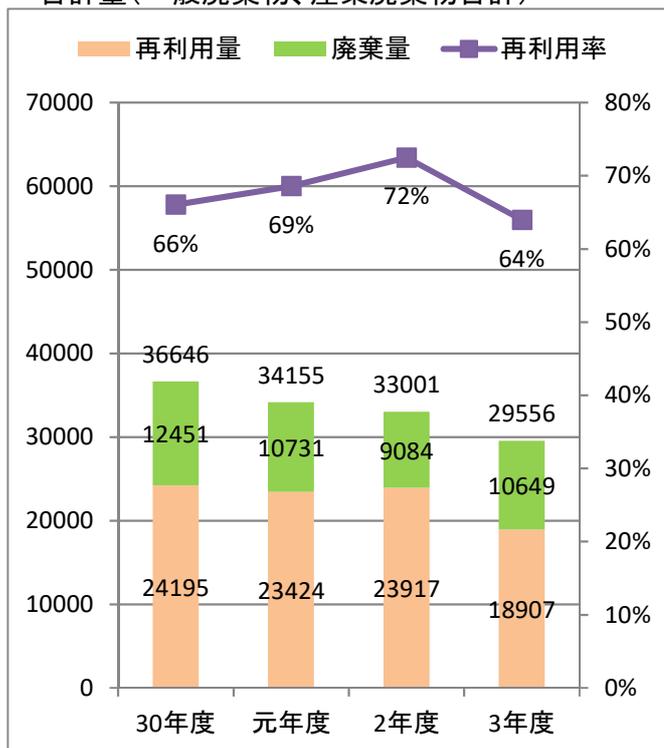


用途	件数
オフィスビル	53件
店舗ビル・ホテル	31件
工場・研究所	26件
倉庫・流通センター	8件
医療機関	12件
駅	10件
学校	72件
その他建築物	38件
合計	250件

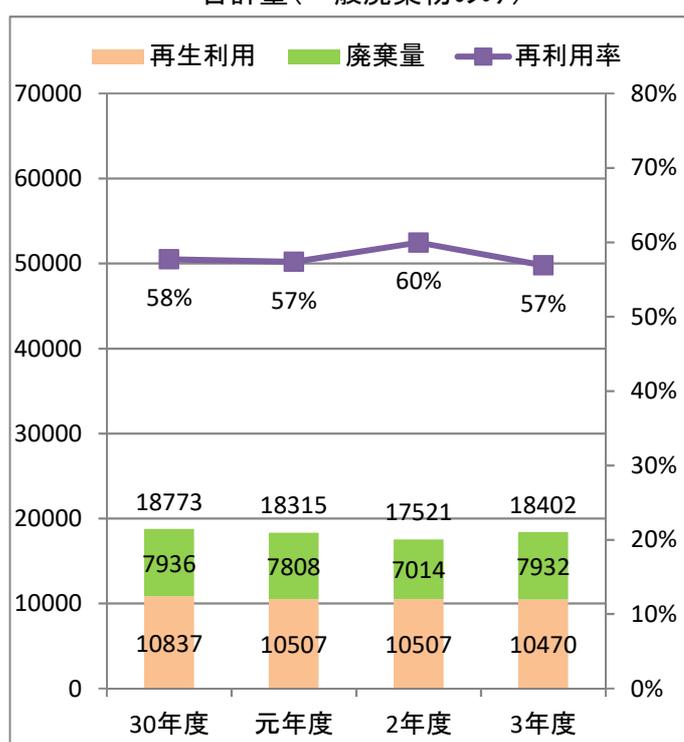
*「その他建築物」には、社会福祉施設、その他の複合施設等が含まれる。

2. ごみ量・再利用率の推移

合計量(一般廃棄物、産業廃棄物合計)



合計量(一般廃棄物のみ)



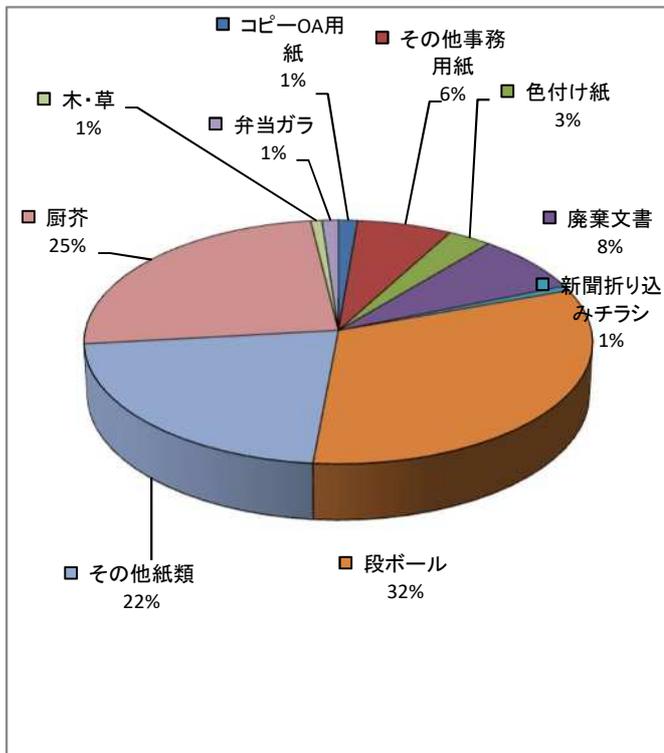
3. 令和3年度事業用大規模建築物のごみ量

(単位:トン)

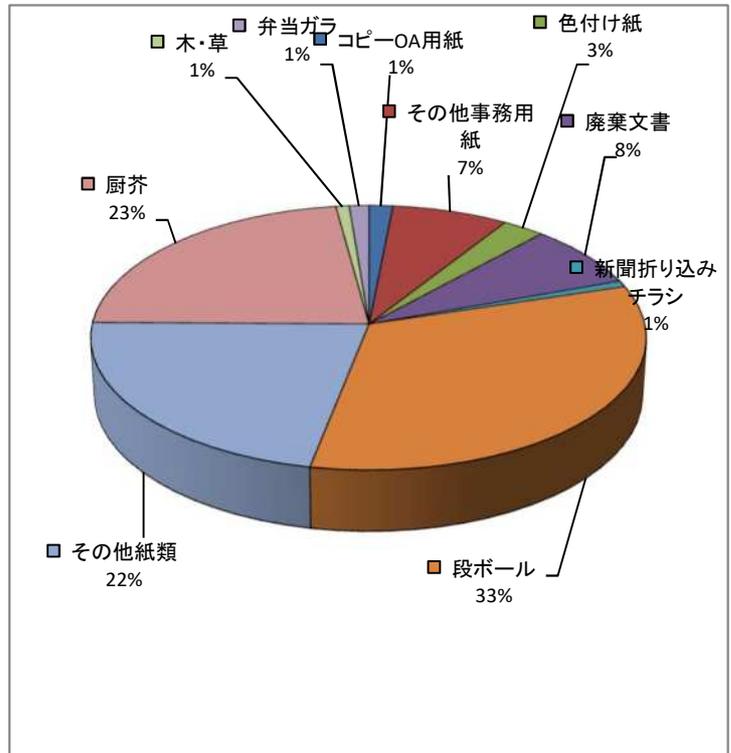
(単位:トン)

		3年度				2年度(参考)			
		発生量	構成比	再利用量	再利用率	発生量	構成比	再利用量	再利用率
一般廃棄物	コピーOA用紙	243.8	0.8%	221.1	90.7%	276.0	0.8%	258.3	93.6%
	その他事務用紙	1,217.5	4.1%	1,153.0	94.7%	1,352.4	4.0%	1,303.4	96.4%
	色付け紙	561.5	1.9%	553.2	98.5%	489.2	1.5%	481.6	98.4%
	廃棄文書	1,432.5	4.8%	1,375.2	96.0%	1,410.1	4.2%	1,385.9	98.3%
	新聞折り込みチラシ	126.3	0.4%	124.7	98.7%	137.7	0.4%	135.4	98.3%
	段ボール	5,886.0	19.9%	5,874.7	99.8%	5,949.9	17.7%	5,948.4	100.0%
	その他紙類	4,009.2	13.6%	612.4	15.3%	4,007.5	11.9%	635.6	15.9%
	紙類計	13,476.9	45.6%	9,914.3	73.6%	13,622.9	40.5%	10,148.5	74.5%
	厨芥	4,572.8	15.5%	542.3	11.9%	4,110.1	12.2%	635.2	15.5%
	木・草	142.8	0.5%	13.8	9.6%	154.7	0.5%	21.8	14.1%
	弁当ガラ	209.6	0.7%	0.0	0.0%	229.1	0.7%	31.2	13.6%
	一般廃棄物計	18,402.0	62.3%	10,470.3	56.9%	18,116.8	53.9%	10,836.7	59.8%
産業廃棄物	産業廃棄物計	11,153.7	37.7%	8,436.2	75.6%	15,520.7	46.1%	13,442.4	86.6%
合計		29,555.7	100%	18,906.5	64.0%	33,637.5	100%	24,279.0	72.2%

令和3年度発生量



令和2年度発生量(参考)



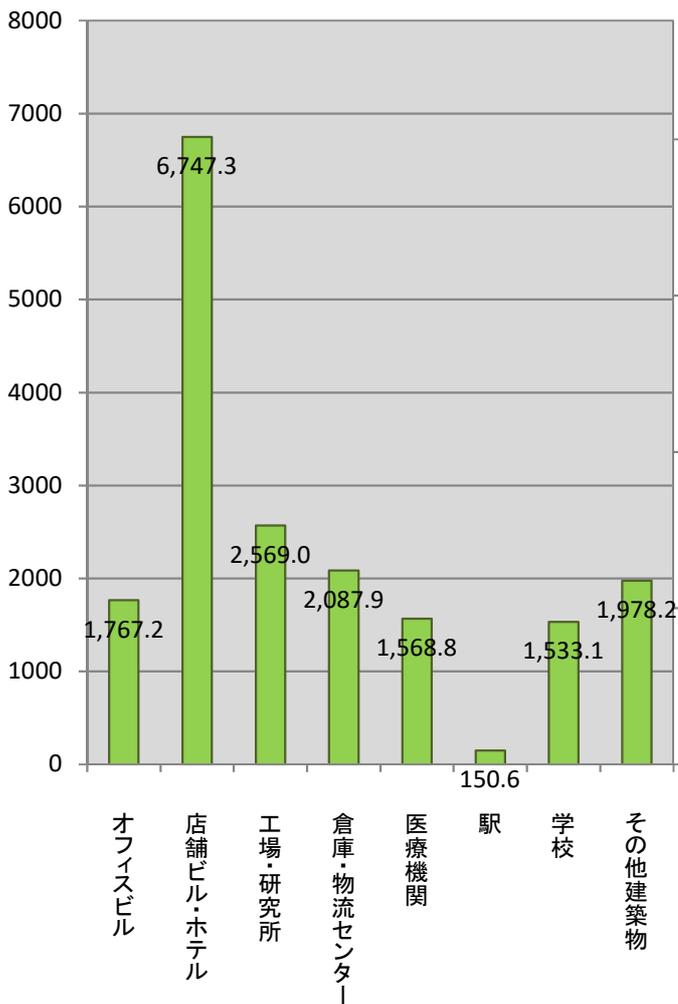
4. 建物用途別のごみ量と再利用率

(単位:トン)

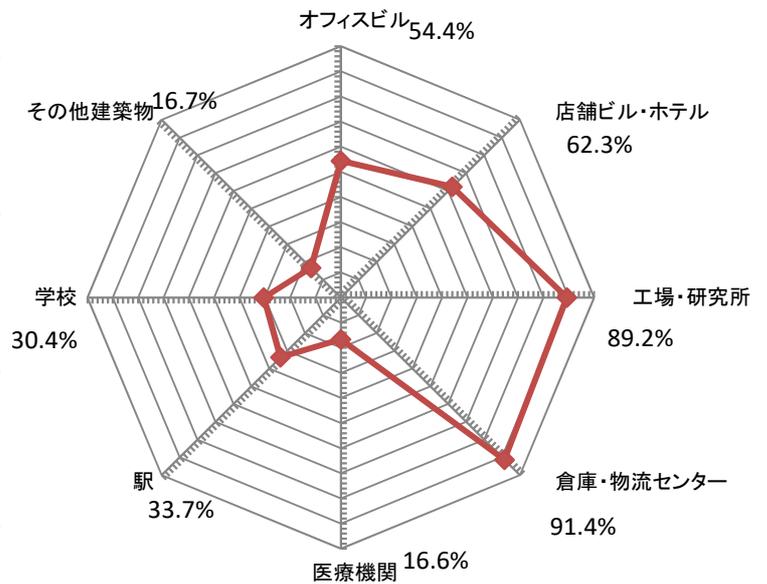
建物の用途	発生量	再利用量	再利用率
オフィスビル	1,767.2	960.7	54.4%
店舗ビル・ホテル	6,747.3	4,200.9	62.3%
工場・研究所	2,569.0	2,292.3	89.2%
倉庫・物流センター	2,087.9	1,908.3	91.4%
医療機関	1,568.8	261.2	16.6%
駅	150.6	50.8	33.7%
学校	1,533.1	465.8	30.4%
その他建築物	1,978.2	330.4	16.7%
合計	18,402.0	10,470.3	56.9%

建物用途別発生量

単位:トン



建物用途別再利用率



5. 建物用途別一般廃棄物種類別構成比

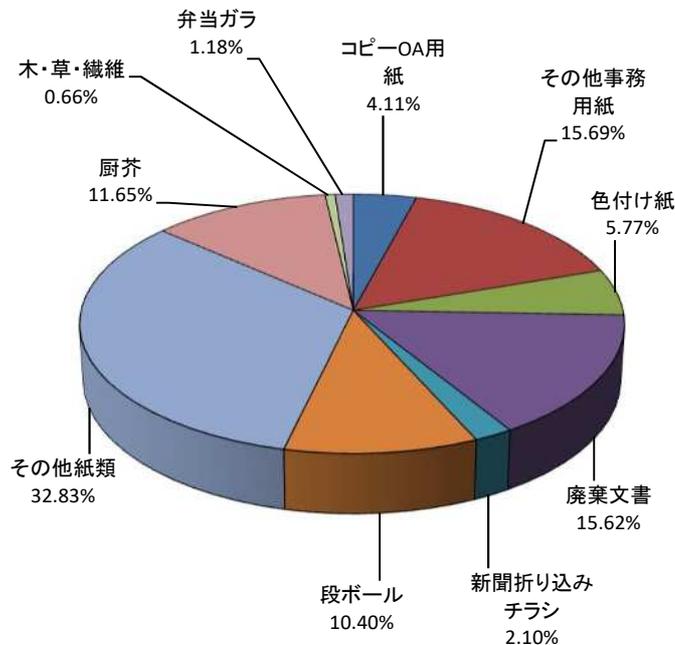
建物用途別の表は、各用途から排出された一般廃棄物の発生量、構成比、再利用量、再利用率と合計を表したものです。円グラフはそのうち発生量の構成割合を表示しています。

オフィスビル

53件

(単位トン)

ごみの種類	発生量	構成比	再利用量	再利用率
コピーOA用紙	72.71	4%	70.51	97%
その他事務用紙	277.21	16%	270.28	98%
色付け紙	102.03	6%	101.61	100%
廃棄文書	275.95	16%	222.82	81%
新聞折り込みチラシ	37.08	2%	37.08	100%
段ボール	183.74	10%	183.34	100%
その他紙類	580.16	33%	54.15	9%
厨芥	205.89	12%	20.42	10%
木・草・繊維	11.58	1%	0.50	4%
弁当ガラ	20.81	1%	0.00	
一般廃棄物計	1767.16	100%	960.71	54%

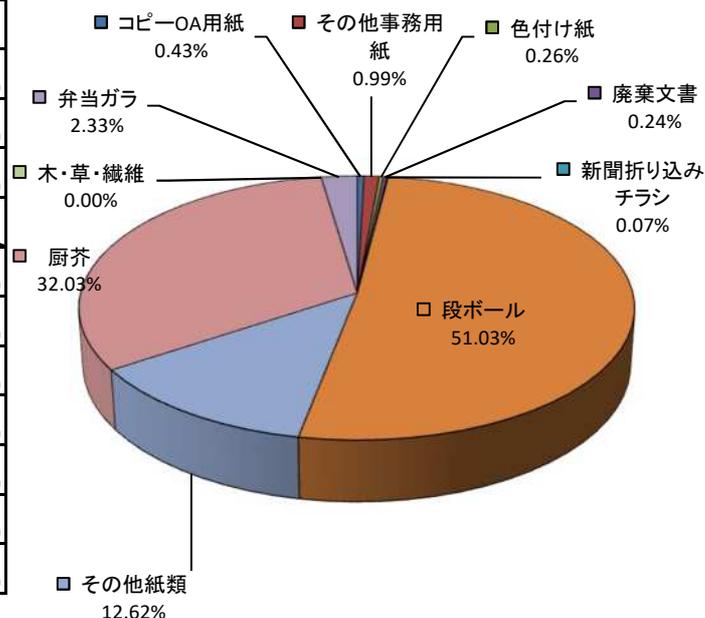


店舗ビル・ホテル

31件

(単位トン)

ごみの種類	発生量	構成比	再利用量	再利用率
コピーOA用紙	29.20	0%	20.69	71%
その他事務用紙	66.81	1%	36.36	54%
色付け紙	17.61	0%	16.49	94%
廃棄文書	16.15	0%	16.15	
新聞折り込みチラシ	4.78	0%	3.63	76%
段ボール	3443.39	51%	3443.39	100%
その他紙類	851.19	13%	360.81	42%
厨芥	2161.17	32%	303.39	14%
木・草・繊維	0.00	0%	0.00	0%
弁当ガラ	156.98	2%	0.00	0%
一般廃棄物計	6747.28	100%	4200.91	62%

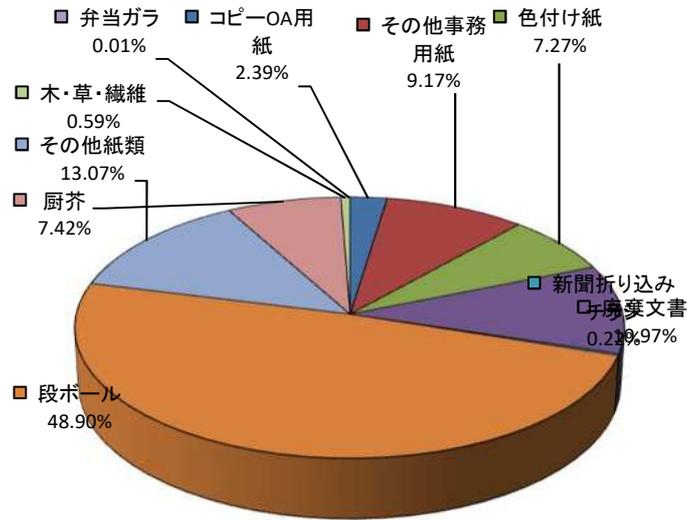


工場・研究所

26件

(単位トン)

ごみの種類	発生量	構成比	再利用率	再利用率
コピーOA用紙	61.38	2%	58.18	95%
その他事務用紙	235.51	9%	228.47	97%
色付け紙	186.67	7%	182.77	98%
廃棄文書	281.76	11%	281.76	100%
新聞折り込みチラシ	5.76	0%	5.50	95%
段ボール	1256.13	49%	1253.61	100%
その他紙類	335.90	13%	166.17	49%
厨芥	190.66	7%	111.84	59%
木・草・繊維	15.10	1%	3.97	26%
弁当ガラ	0.15	0%	0.00	
一般廃棄物計	2569.01	100%	2292.27	89%

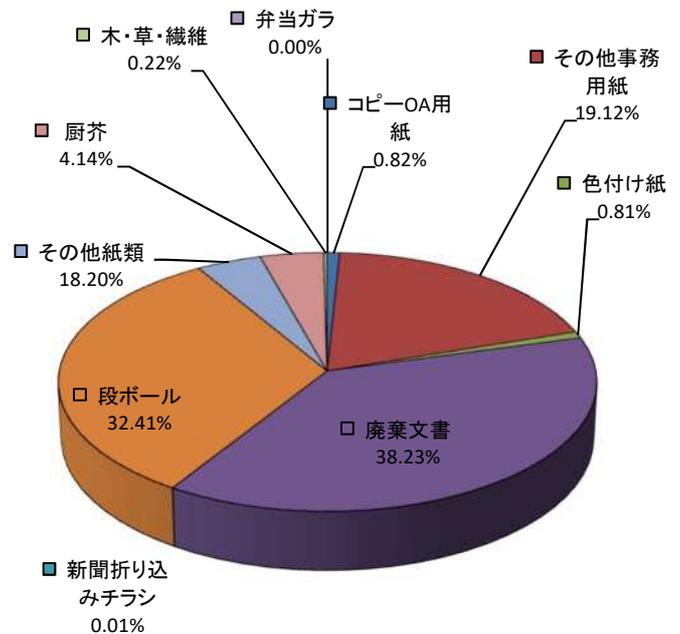


倉庫・流通センター

8件

(単位トン)

ごみの種類	発生量	構成比	再利用率	再利用率
コピーOA用紙	17.09	1%	17.09	100%
その他事務用紙	399.13	19%	399.12	100%
色付け紙	17.00	1%	17.00	100%
廃棄文書	798.19	38%	798.19	100%
新聞折り込みチラシ	0.16	0%	0.16	100%
段ボール	676.71	32%	676.71	100%
その他紙類	88.50	4%	0.00	0%
厨芥	86.49	4%	0.00	0%
木・草・繊維	4.66	0%	0.00	0%
弁当ガラ	0.00	0%	0.00	
一般廃棄物計	2087.93	100%	1908.27	91%

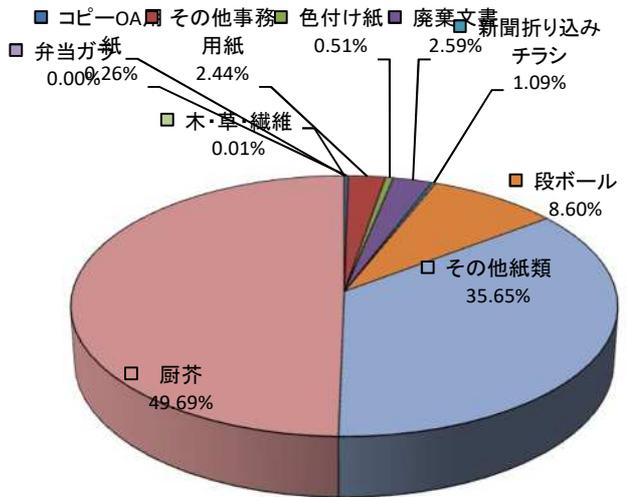


医療機関

12件

(単位トン)

ごみの種類	発生量	構成比	再利用量	再利用率
コピーOA用紙	4.04	0%	4.04	100%
その他事務用紙	38.33	2%	38.33	100%
色付け紙	8.02	1%	8.02	100%
廃棄文書	40.61	3%	39.21	97%
新聞折り込みチラシ	3.83	0%	3.83	100%
段ボール	134.99	9%	134.99	100%
その他紙類	559.33	36%	0.00	0%
厨芥	779.55	50%	32.76	4%
木・草・繊維	0.10	0%	0.00	0%
弁当ガラ	0.00	0%	0.00	0%
一般廃棄物計	1568.80	100%	261.18	17%

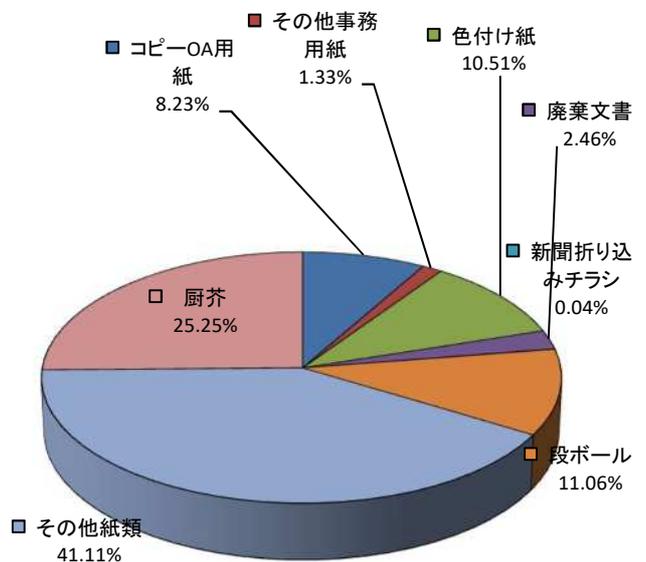


駅

10件

(単位トン)

ごみの種類	発生量	構成比	再利用量	再利用率
コピーOA用紙	12.40	8%	12.40	100%
その他事務用紙	2.01	1%	2.01	100%
色付け紙	15.83	11%	15.83	100%
廃棄文書	3.71	2%	3.71	100%
新聞折り込みチラシ	0.06	0%	0.06	100%
段ボール	16.66	11%	16.66	100%
その他紙類	61.93	41%	0.09	0%
厨芥	38.03	25%	0.00	0%
木・草・繊維	0.00	0%	0.00	0%
弁当ガラ	0.00	0%	0.00	0%
一般廃棄物計	150.63	100%	50.76	34%

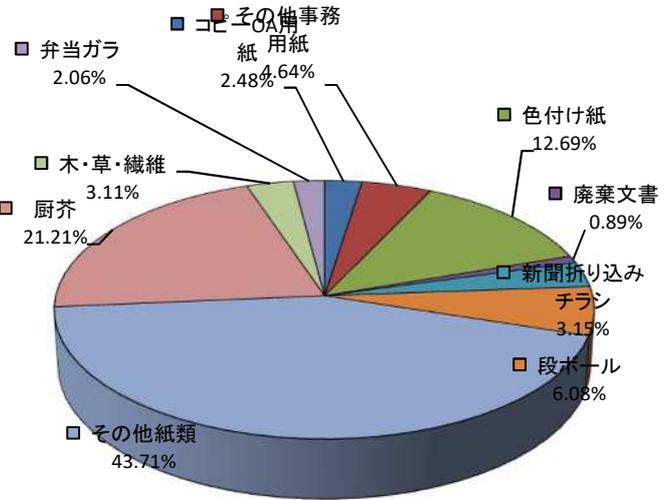


学校

72件

(単位トン)

ごみの種類	発生量	構成比	再利用率	再利用率
コピーOA用紙	37.97	2%	31.07	82%
その他事務用紙	71.07	5%	60.27	85%
色付け紙	194.58	13%	191.73	99%
廃棄文書	13.57	1%	11.76	87%
新聞折り込みチラシ	48.26	3%	48.16	100%
段ボール	93.20	6%	85.24	91%
その他紙類	670.04	44%	13.98	2%
厨芥	325.23	21%	14.33	4%
木・草・繊維	47.63	3%	9.30	20%
弁当ガラ	31.52	2%	0.00	0%
一般廃棄物計	1533.07	100%	465.84	30%

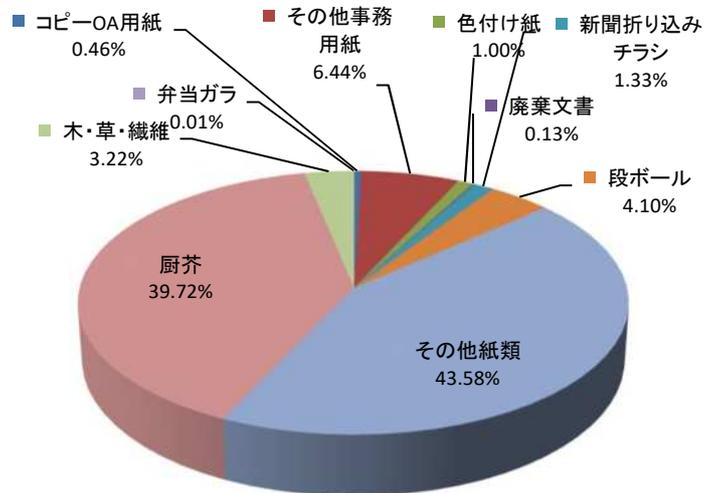


その他建築物（公共・公益施設等）

38件

(単位トン)

ごみの種類	発生量	構成比	再利用率	再利用率
コピーOA用紙	9.03	0%	7.08	78%
その他事務用紙	127.40	6%	118.19	93%
色付け紙	19.80	1%	19.70	99%
廃棄文書	2.59	0%	1.59	61%
新聞折り込みチラシ	26.38	1%	26.28	100%
段ボール	81.19	4%	80.81	100%
その他紙類	862.17	44%	17.21	2%
厨芥	785.75	40%	59.54	8%
木・草・繊維	63.75	3%	0.00	0%
弁当ガラ	0.10	0%	0.00	0%
一般廃棄物計	1978.15	100%	330.40	17%



6. 建物用途別産業廃棄物発生量・再利用量

(単位 トン)

		びん	缶	ペットボトル	食用油	その他	特定可燃※	粗大	合計
オフィスビル	発生量	16.29	96.25	102.52	0.08	841.60	0.00	111.52	1168.26
	再利用量	16.29	96.25	101.40	0.08	676.10	0.00	43.62	933.74
	再利用率	100%	100%	99%	100%	80%	#DIV/0!	39%	80%
店舗ビル・ホテル	発生量	20.08	40.28	78.46	61.51	872.13	7.40	144.81	1224.68
	再利用量	20.08	40.28	78.36	61.51	546.15	7.40	2.31	756.10
	再利用率	100%	100%	100%	100%	63%	100%	2%	62%
工場・研究所	発生量	16.76	140.91	20.26	4.63	3,200.89	2,412.44	32.27	5,828.16
	再利用量	16.76	140.91	20.26	4.60	2,759.64	2,350.94	0.00	5,293.11
	再利用率	100%	100%	100%	99%	86%	97%	0%	91%
倉庫・流通センター	発生量	0.18	4.52	6.20	0.62	281.45	94.47	28.82	416.26
	再利用量	0.18	4.52	4.70	0.62	206.76	94.47	22.72	333.97
	再利用率	100%	100%	76%	100%	73%	100%	79%	80%
医療機関	発生量	4.33	9.88	18.69	0.00	558.61	411.76	103.41	1106.68
	再利用量	4.33	9.88	18.69	0.00	451.09	48.89	9.51	542.39
	再利用率	100%	100%	100%	0%	81%	12%	9%	49%
駅	発生量	38.16	104.95	2.39	0.00	60.71	0.00	0.00	206.21
	再利用量	38.16	104.95	2.39	0.00	47.39	0.00	0.00	192.89
	再利用率	100%	100%	100%	0%	78%	0%	0%	94%
学校	発生量	4.02	11.09	34.99	3.32	218.44	1.90	182.99	456.75
	再利用量	3.52	11.04	34.79	3.32	123.64	0.00	36.89	213.19
	再利用率	88%	100%	99%	100%	57%	0%	20%	47%
その他建築物	発生量	7.65	16.85	38.71	2.62	634.85	0.88	45.15	746.71
	再利用量	7.56	16.77	38.68	1.94	105.84	0.00	0.00	170.79
	再利用率	99%	100%	100%	74%	17%	0%	0%	23%
合計	発生量	107.46	424.73	302.22	72.78	6,668.69	2,928.85	648.97	11,153.70
	再利用量	106.87	424.60	299.28	72.07	4,916.61	2,501.70	115.05	8,436.18
	再利用率	99%	100%	99%	99%	74%	85%	18%	76%

※特定可燃とは、特定の事業活動に伴う可燃物で、主なものは、紙製造・出版・製本印刷物加工・建設業にかかる「紙くず」、貨物の流通のために使用したパレット、建設業にかかる「木くず」、建設業、繊維工業に係る「繊維くず」等である。

令和元年度ごみ・資源再利用計画書データファイル(内部資料)

作成 令和4年10月

優良事業者表彰制度の創設

○特別区における事業者表彰制度等について

1. 優良事業者表彰制度について

優良事業者表彰制度は、区内の事業者を対象に、ごみの減量やリサイクルの取り組みを積極的に行っている事業者について、区が表彰する制度です。

表彰された事業者やその取り組み内容は、ホームページや広報、廃棄物管理責任者講習会等で紹介します。情報を広く周知することによって他事業者への啓発につなげ、さらなるごみの減量やリサイクルを推進します。

特別区において、優良事業者表彰制度があるのは5区で、新宿区以外は、一般廃棄物処理基本計画に取り組みの記載があります。また、現在同様の制度を実施していないあるいは実績が確認できないものの一般廃棄物処理基本計画に「優良事業者表彰を検討する」など、取り組みが記載されているのは8区あり、北区もこれに該当します。一方、同様の制度がなく、一般廃棄物処理基本計画にも取り組みの記載がないのは10区となっています。

表－1 特別区の取り組み状況

状況	区数
優良事業者への表彰等の制度がある	5
一般廃棄物処理基本計画に制度創設等の取り組みが記載されている（北区含む）	8
優良事業者表彰制度はなく、一般廃棄物処理基本計画への記載もない	10

2. 優良事業者表彰制度の内容

優良事業者表彰制度のある5区について概要を示します。

千代田区や港区、新宿区などは大規模な事業者や高層の建物が集まっているため、比較的大きな事業所面積を保有する事業者を対象としています。

表彰対象事業者を選定する要件については、立入調査や報告書等の書面調査の情報をもとに選定するケースがみられます。

表-2 特別区の制度の概要

千代田区	優良廃棄物管理者表彰
<p>区では、延べ床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対し立入検査を行い、ごみの減量や適正処理の指導・助言を行うとともに、廃棄物の減量および適正な処理に積極的に取り組み、顕著な成果を上げた事業用大規模建築物の所有者、廃棄物管理責任者等を区長が顕彰している。</p> <p><要件（選定基準）> 先進性、独自性、波及性、持続性、地域適応性、社会貢献性</p> <p><表彰種別> 最優秀賞：1社（義務提出事業所 従業員 300 名以上の事業所） 環境配慮賞：1社（任意提出事業所 従業員 300 未満の事業所） 特別賞：3社（義務・任意提出事業所）</p> <p><表彰実績> 平成 29 年度 1 件、平成 30 年度 1 件、令和元年度 1 件</p>	
港区	港区ごみ減量優良事業者等表彰制度
<p>「事業系ごみ」の減量を着実に進めるには、事業者によるごみの発生抑制、リサイクル（資源化）への取り組みが必要不可欠であり「事業系ごみ」の減量とリサイクルの一層の推進を図るため、平成 21 年度に「港区ごみ減量優良事業者等表彰制度」を創設し、模範的な取り組みにより、高いリサイクル率を達成するなどの顕著な実績をあげている事業者等を表彰している。受賞者の模範的で優れた取り組み事例を、区のホームページなどで広く紹介している。</p> <p><対象> 事業用大規模建築物（延床面積 1,000 m²以上）の所有者及び事業者</p> <p><実績> 令和元年度 2 件、令和 2 年度 2 件、令和 3 年度 4 件、令和 4 年度 2 件</p>	
新宿区①	事業用大規模建築物排出優良事業者認定制度
<p>区内に所在する事業用大規模建築物のうち、延床面積 3,000 m²以上の建築物の中で、ごみ減量及びリサイクルの取り組みが特に優れた物件を「排出優良事業者」として認定するもの。優良事業者には認定証とステッカーが贈られる。</p> <p><要件（選定基準）> 区職員による立入検査結果、建築物所有者が提出する「事業用大規模建築物における再利用計画書」の内容等により選定する。</p> <p><実績> 令和 2 年度 10 件、令和 3 年度 5 件、令和 4 年度 6 件</p>	

新宿区②	ごみ減量及びリサイクル功労者表彰
<p>ごみの減量及びリサイクルの推進を図るため、事業用大規模建築物におけるごみ減量及び適正処理に顕著な実績をあげた事業者を表彰している。</p> <p><実績> 令和2年度感謝状3件、令和3年度感謝状3件・表彰状2件、令和4年度表彰状1件</p>	
大田区	大田区事業系廃棄物の減量及び資源化推進優良事業者表彰
<p>事業系ごみの減量及び資源化の一層の推進を図ることを目的として、平成28年度から開始した。事業用大規模建築物（延べ床面積3,000㎡以上の事業用建築物）において、自主的かつ積極的な取り組み、顕著な成果を挙げている優良事業者を表彰している。</p> <p><要件（選定基準）> (1)立入検査における取り組み状況の評価が4以上であること。 (2)廃棄物の減量及び適正処理について自主的かつ積極的に取り組み、顕著な成果を挙げていると認められる者。</p> <p><実績> 平成28年度5件、平成29年度6件、平成30年度4件、令和元年度5件、令和2年度2件、令和3年度1件</p>	
足立区	「廃棄物の減量及び適正処理」感謝状贈呈
<p>平成14年度から開始しており、ごみ減量・リサイクルの推進等についての理解と事業者自身の取り組みの促進を目的として、訪問・書面調査を実施した事業者の中から、ごみの発生抑制や適正処理において優れた取り組みを実践し、他事業者の模範となるような事業者に感謝状を贈呈している。</p> <p><要件（選定基準）> 訪問・書面調査での情報をもとに選定する。</p> <p><実績> 令和2年度1件、令和3年度2件、令和4年度1社</p>	

〇区が保有する清掃事業関連施設

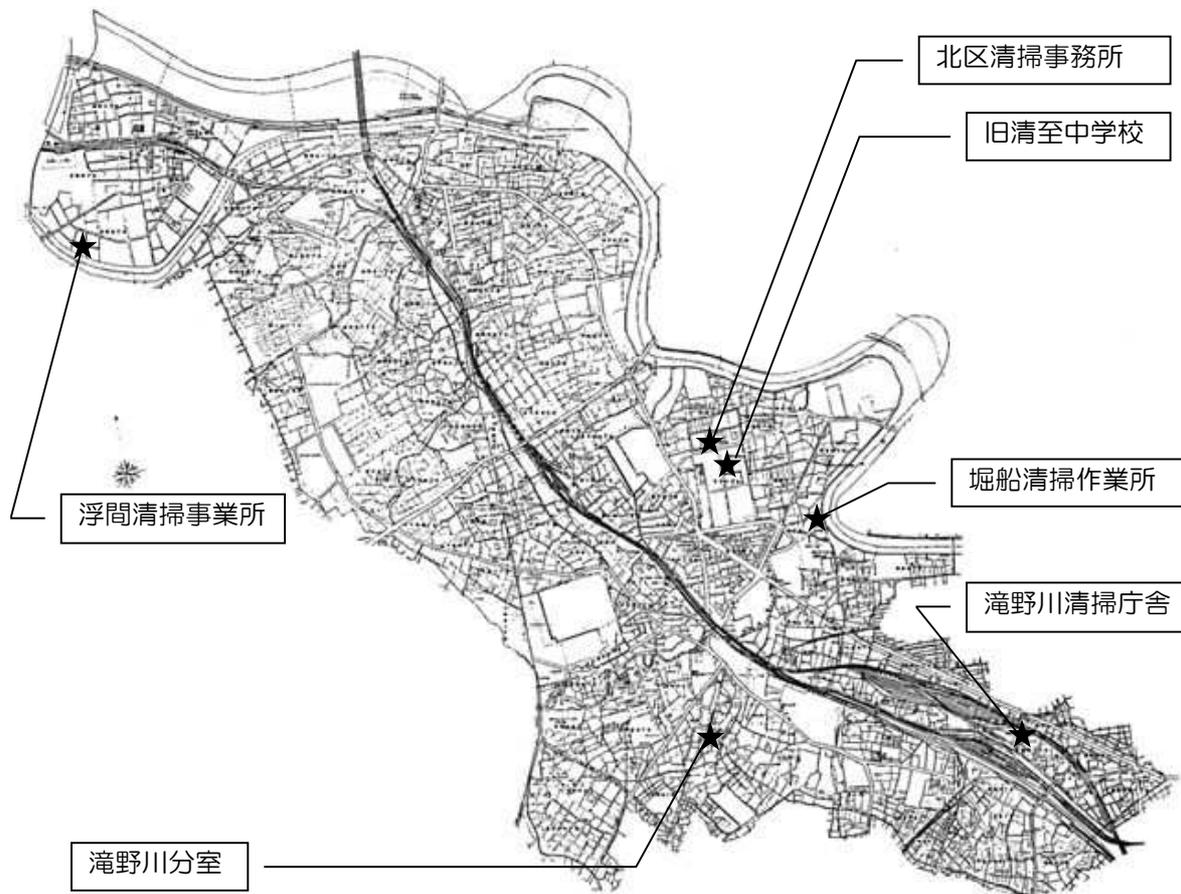
<施設一覧>

名 称	北区清掃事務所	滝野川清掃庁舎	浮間清掃事業所(浮間分室併設)
所 在 地	豊島8-4-3	東田端2-18-15	浮間5-13-1
建物構造	鉄筋コンクリート3階建	鉄骨鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	1,532.76㎡	636.60㎡	2,500.46㎡
建物面積	1,274.35㎡	679.42㎡	1,680.32㎡
竣工年月	昭和42年3月	昭和58年3月	平成11年11月
機 能	王子・赤羽地区所管の事務所 可燃ごみの中継場所	滝野川地区所管の事務所 可燃ごみの中継場所	清掃車両の車庫、整備工場 粗大ごみの中継場所

※遊休施設のうち、現在生活環境部が管理している施設

名 称	旧清至中学校(暫定利用)	滝野川分室(H19.4閉鎖管理)	堀船清掃作業所(R2.4閉鎖管理)
所 在 地	北区王子6-7-3	滝野川1-25-5	堀船3-3-1
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート4階建	鉄筋コンクリート3階建	鉄骨2階建
敷地面積	8,035.59㎡	301.33㎡	1,890.67㎡
建物面積	4,517.00㎡	408.39㎡	179.62㎡
竣工年月	昭和55年3月	昭和41年3月	昭和62年3月
機 能	委託車両待機、休憩場所	(閉鎖管理)	(閉鎖管理)

<施設配置図>



○北清掃工場の建替えに伴う対応について

1. 建替工事

令和5年2月28日から令和12年2月28日まで

(北清掃工場を管理する、東京二十三区清掃一部事務組合による)

2. 対策車両

北清掃工場の建替工事に伴い、令和5年1月より可燃ごみの搬入先が全量、区外の清掃工場となるため、令和4年度の年度途中で対策車両として、大型ダンプ車1台、新大型特殊車1台、小型プレス車23台、小型特殊車7台の合計32台増車し、区民生活への影響を最小限に抑えるための収集運搬体制を構築している。

令和4年度作業計画（4月当初）

種別	計画日量	作業計画自動車		搬入先
可燃ごみ	197.2t	47台	大型ダンプ車 1	北清掃工場 174.9t
			新大型特殊車 2	
			新中型特殊車 1	板橋清掃工場 14.8t
			小型プレス車 20	
			小型特殊車 7	豊島清掃工場 7.5t
			軽小型ダンプ車 16	

※訪問収集、ふれあい指導の車両を除く



令和5年度作業計画

種別	計画日量	作業計画自動車		搬入先
可燃ごみ	193.1t	79台	大型ダンプ車 <u>2</u>	板橋清掃工場 51.0t
			新大型特殊車 <u>3</u>	
			新中型特殊車 1	豊島清掃工場 27.3t
			小型プレス車 <u>43</u>	練馬清掃工場 87.2t
			小型特殊車 <u>14</u>	光が丘清掃工場 27.6t
			軽小型ダンプ車 16	

※訪問収集、ふれあい指導の車両を除く

○区民による粗大ごみの持込施設の設置について

1. 設置目的

区民が自ら運搬する粗大ごみを指定施設で受け入れることで、1日あたりの処理可能件数が増加することから、申込みから排出までの待機期間の短縮につながり、区民サービスが向上する

2. 持込施設概要

- (1) 所在地 … 浮間 5-13-1 (浮間清掃事業所敷地内)
- (2) 受入時間… 日曜、年末年始を除く、午前 9 時～11 時
及び午後 1 時～3 時
- (3) 手数料 … 概ね収集手数料の半額

3. 設置までのスケジュール

令和 3 年 1 0 月	施設建設工事着工
令和 4 年 9 月	施設竣工
令和 4 年 1 0 月	持込受付開始
令和 4 年 1 1 月	持込事業開始

4. 稼働状況

令和 4 年度持込実績

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
持込件数	388	365	276	212	326	1,567
持込点数	1,522	1,332	1,025	820	1,334	6,033

北区のリサイクル清掃事業について（抜粋）

1. 北区のごみ量等の推移について

(1) ごみ排出量、資源化量の実績

① 総ごみ排出量の推移

近年の総ごみ排出量はほぼ横ばい傾向となっており、可燃ごみが全体の6割を占めている。ごみ総排出量としては、令和元年度に一時増加したが、令和2年度以降は減少している。令和3年度は、粗大ごみ、集団回収量が増加し、可燃ごみ、不燃ごみ、資源は減少している。

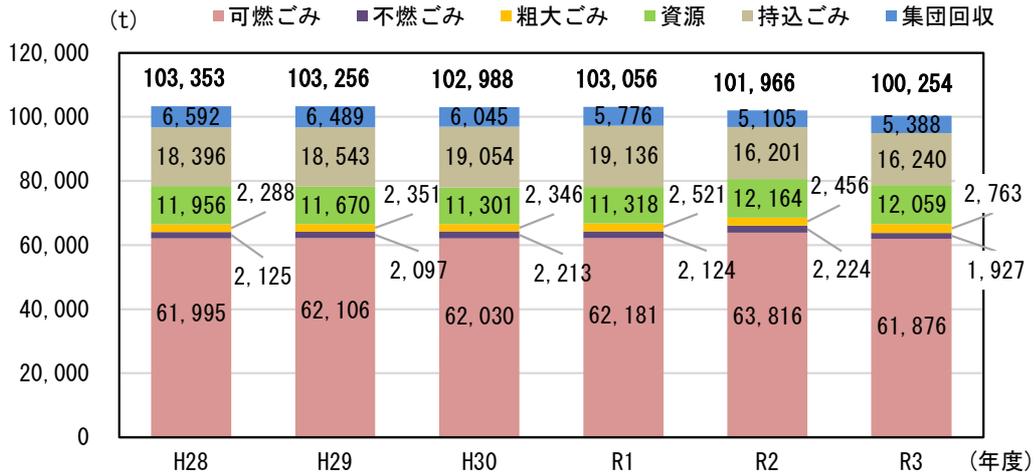


図 1 総ごみ排出量の推移

② 資源化量（リサイクル率）の推移

近年の資源化量は平成30年度までは減少しているが、令和元年度から不燃物の資源化を開始したことにより、増加傾向となっている。

リサイクル率は、平成30年度に17.9%となっていたが、令和3年度には19.7%と近年では最も高くなっている。

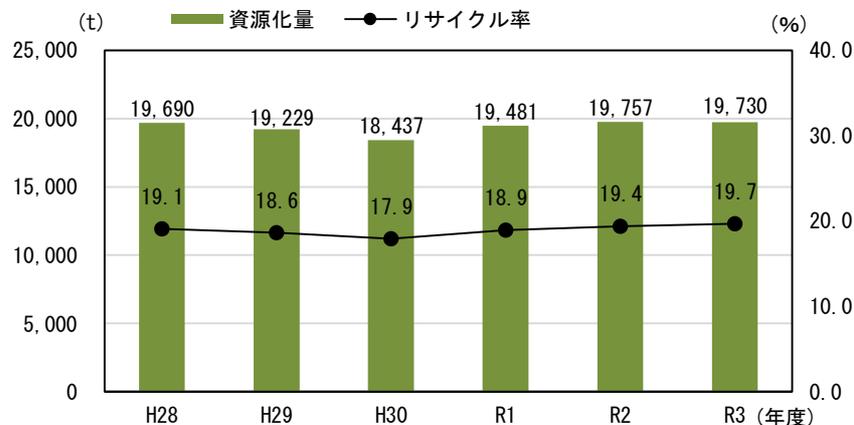


図 2 資源化量とリサイクル率の推移

(2) 品目別回収量の実績

①可燃ごみ量

近年は横ばい傾向となっていたが、令和2年度は前年度から約 1,600 t 増加し、令和3年度からは減少に転じた。令和2年度の増加は、新型コロナウイルス感染症拡大による在宅時間の増加等が影響していると考えられる。

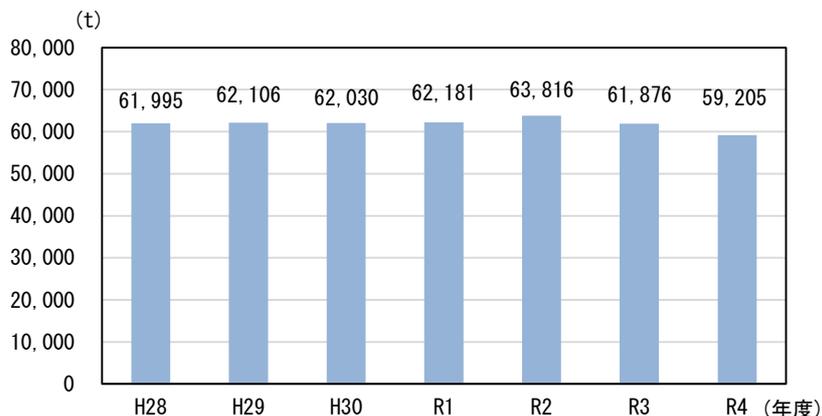


図 3 可燃ごみ量の推移

②不燃ごみ量

不燃ごみの収集量の推移を見ると、平成30年度までは増加傾向が見られたが、令和元年度は微減、令和2年度は再び増加、令和3年度以降は減少している。

令和元年度から、不燃ごみに含まれていた金属資源（小型家電等を含む）とその他不燃（ガラス・陶器など）を別袋で収集し、民間事業者による資源化を開始したため、資源化量の割合が大きくなっており、資源化率（＝資源化量／（不燃ごみ量＋資源化量）×100）は90%を超えている。

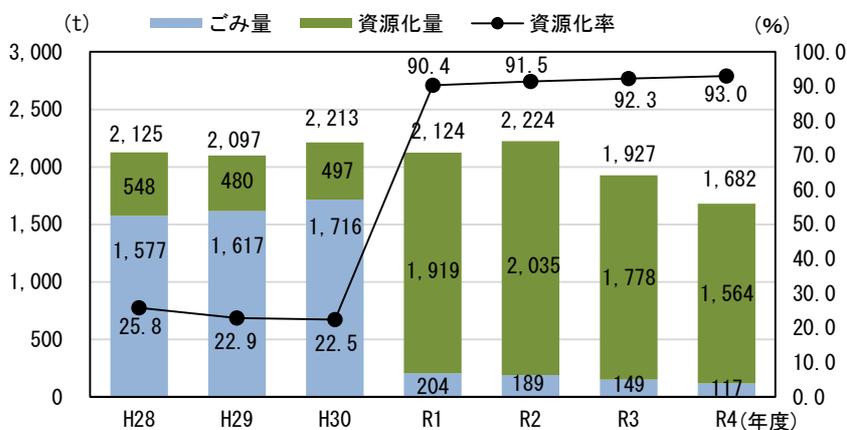


図 4 不燃ごみ量と資源化量の推移

③粗大ごみ量

粗大ごみの収集量の推移を見ると、年度により増減を繰り返しているものの、全体としては増加傾向にある。一方、粗大ごみから資源化された量は減少しているため資源化率(=資源化量/(粗大ごみ量+資源化量)×100)も低下傾向にあり、令和4年度の資源化率は18.2%となっている。

平成29年10月1日から粗大ごみの処理手数料を改定し、品目により100～300円程度の増額となっている。

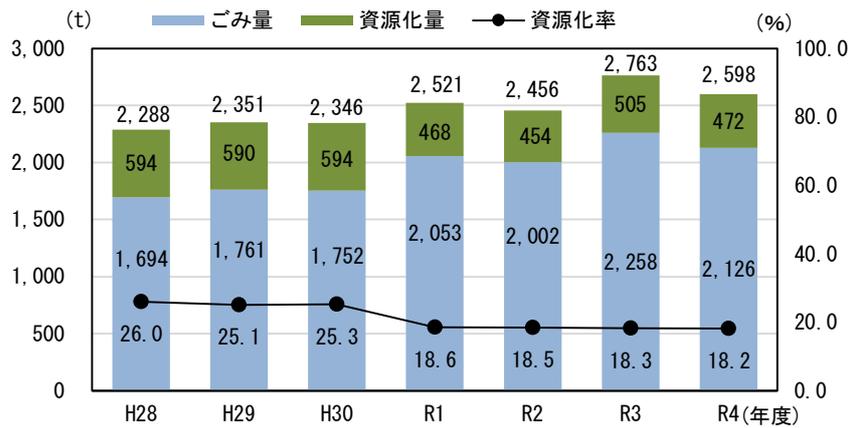


図5 粗大ごみ量と資源化量の推移

④古紙回収量

行政が行う古紙回収で回収対象となる古紙は、新聞、折込チラシ、雑誌、書籍、雑がみ、段ボールである。

令和2年度に増加したものの、令和3年度以降は減少している。

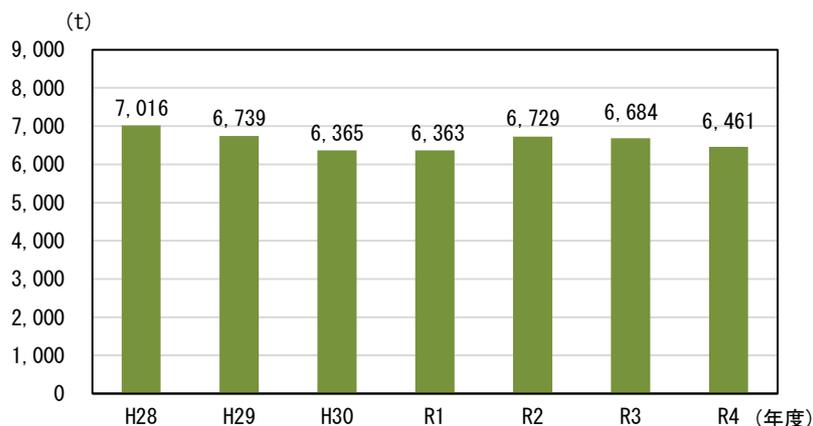


図6 古紙回収量の推移

⑤びん回収量（ステーション回収）

ステーションでのびんの回収量は、令和2年度はやや増加したものの、令和3年度以降は減少している。

なお、回収用のコンテナは区民に管理してもらい、資源の売却代金は業者から直接、各連合町会単位で還元している。

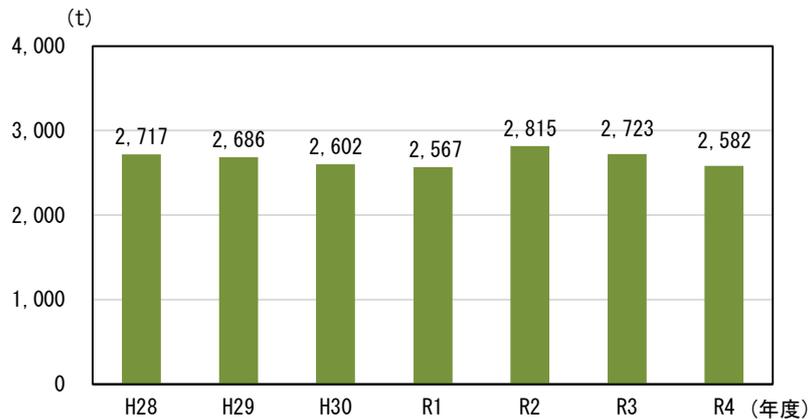


図 7 びん回収量の推移

⑥缶回収量（ステーション回収）

ステーションでの回収対象であるアルミ缶、スチール缶ともに令和2年度に増加したものの、令和3年度以降は減少している。

なお、缶もびんと同様に、回収用のコンテナは区民に管理してもらい、資源の売却代金は業者から直接、各連合町会単位で還元している。

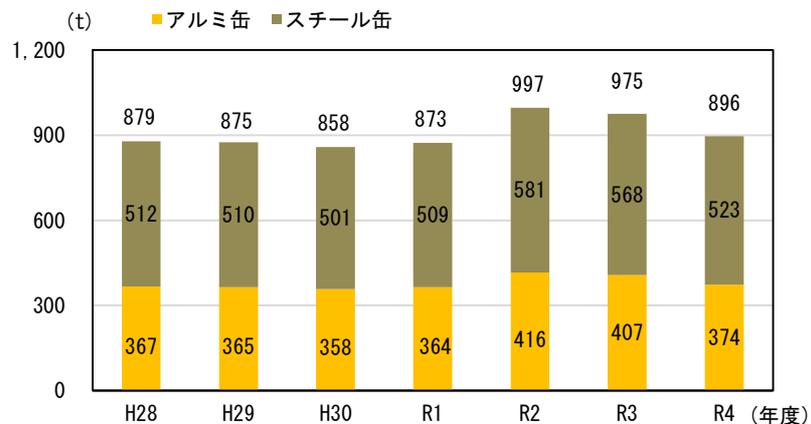


図 8 缶回収量の推移

⑦ペットボトル回収量（ステーション回収）

ペットボトル（ステーション回収）の回収量は近年増加傾向が続いており、令和4年度には約1,550tとなっている。

北区では、平成27年2月に行政が実施していた店頭回収を終了し、全域でのステーション回収を行っている。

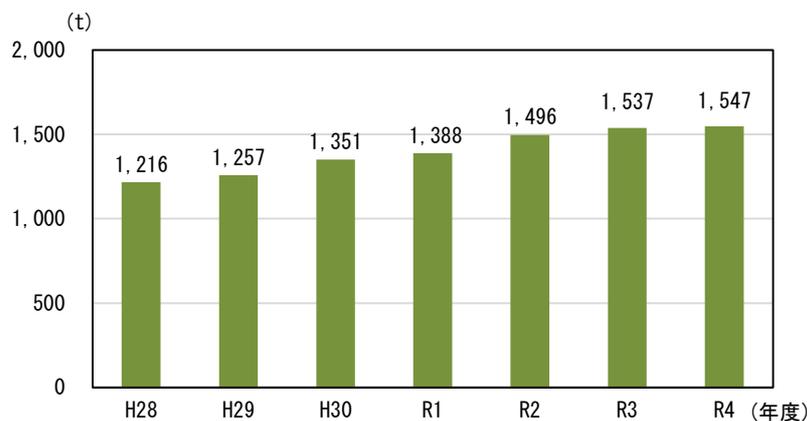


図 9 ペットボトル回収量の推移

⑧紙パック回収量（拠点回収）

紙パックの拠点回収量は、近年減少傾向が続いており、令和4年度には13.4tとなっている。

ステーション回収はしておらず、区内施設など37か所で回収を実施している。

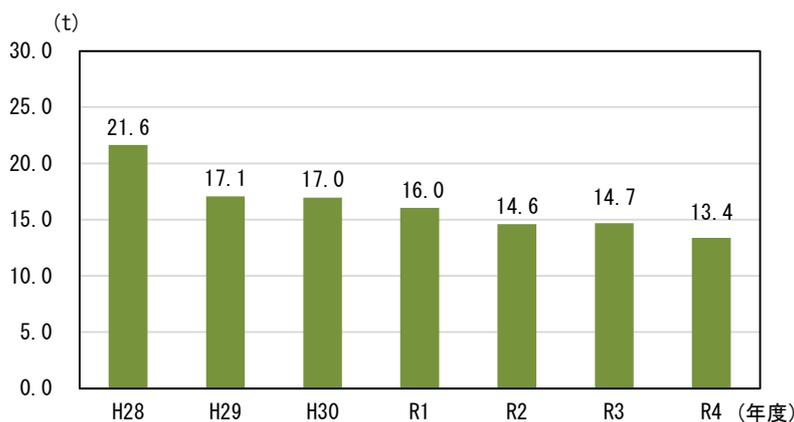


図 10 紙パック回収量の推移

⑨発泡トレイ回収量（拠点回収）

発泡トレイの拠点回収量は、近年増加傾向にあり、令和4年度は微減したものの2.7 tとなっている。

令和4年10月から滝野川地区でプラスチックの分別回収を開始しており、発泡トレイも対象品目であるため、一部はプラスチック分別回収に排出された可能性がある。今後、全区でのプラスチック分別収集開始後の回収量の変化について注視していく必要がある。なお、既存の回収方法については継続しており、区内施設など31か所で回収を実施している（ステーション回収はしていない）。

拠点回収の対象としては、色つきのトレイも含まれるが、カップ麺や納豆の容器などトレイの形状をしていないものは含まれない。

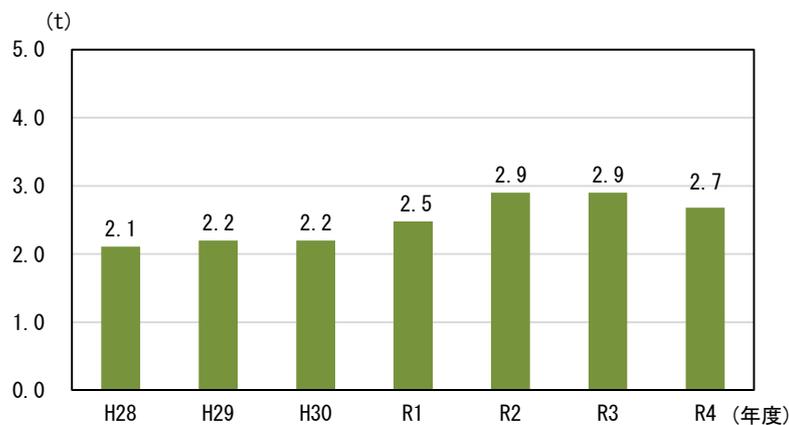


図 1 発泡トレイ回収量の推移

⑩廃食油回収量（拠点回収）

廃食油の拠点回収量は、近年横ばい傾向にあり、令和2年度には2.9 tとやや増加したものの、令和3年度以降は減少し、令和4年度は2.4 tとなっている。

家庭から排出される使用済みの食用油のほか、賞味期限切れなど未開封のものも回収している。また、安全面を考慮し、区内施設等の7か所で手渡しによる回収を行っている。

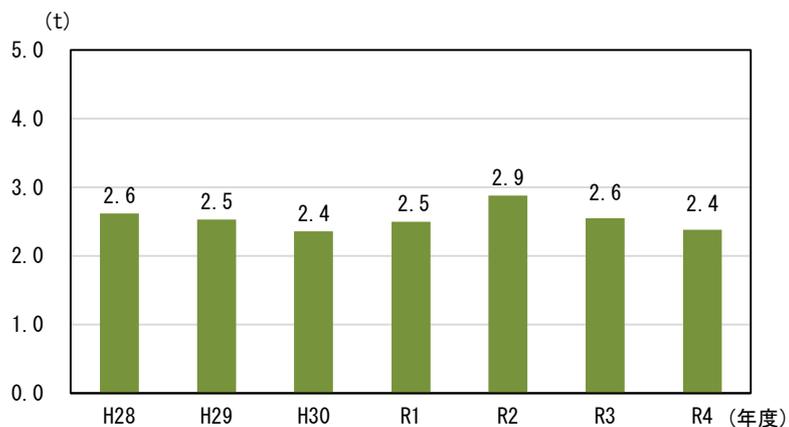


図 12 廃食油回収量の推移

⑪古布回収量（拠点回収）

古布の拠点回収量は、令和4年度は前年度よりやや減少したものの、全体としては増加傾向にある。

区内施設など9か所で回収を実施している。

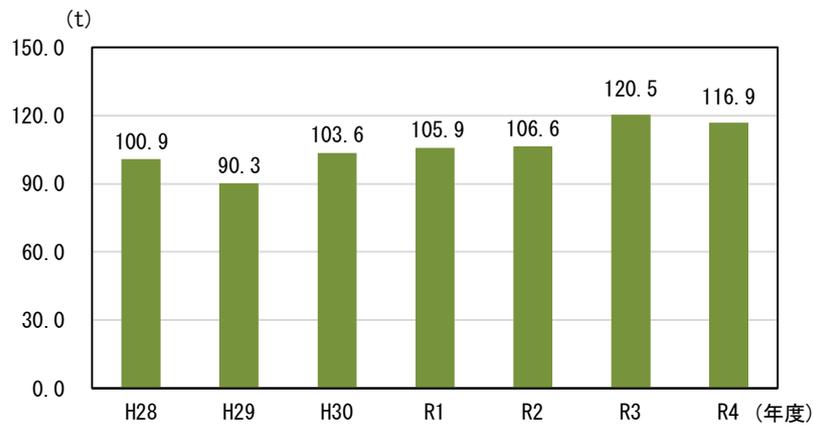


図 2 古布回収量の推移

(3) 集団回収量の実績

集団回収量は、近年は減少傾向が続いており、令和4年度は 4,995 t となっている。ほとんどが紙類（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・その他紙類）が占めており、集団回収量の減少は紙類の減少の影響が大きい。布類・金属類（鉄類・アルミ類・その他金属類）は少ないものの、横ばい傾向にあり、びん類は平成 29 年度以降、実績がない。

集団回収については、各団体（10 世帯以上）が回収場所や回収頻度等を決め、直接民間業者に引き渡しており、区は実績に応じて 1 kg あたり 6 円を報奨金として支給している。

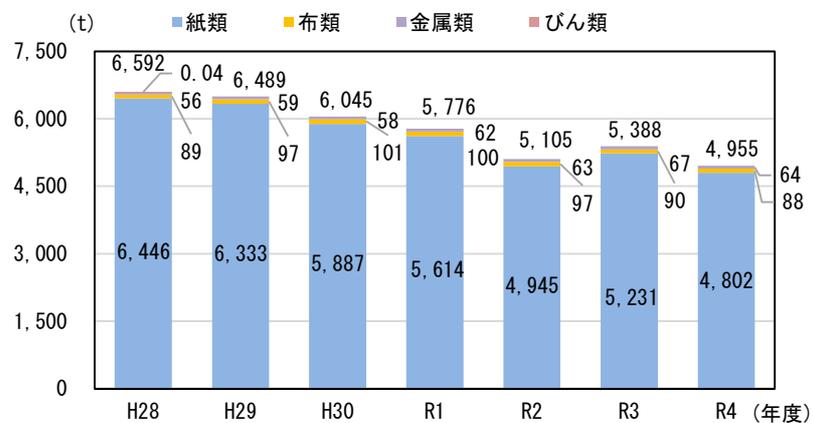


図 3 集団回収量の推移

2. 23 区別の廃棄物量の推移と比較

経年変化を見ると、令和元年度から令和3年度にかけては、全区で減少傾向となっており、平均 8.4%の減少であった。令和3年度は新型コロナウイルス感染症により事業系ごみの減少の影響が大きかったと考えられる千代田区、中央区、港区、新宿区などで微増に転じ、令和元年度から2年間の減少割合が小さくなっている。一方、北区をはじめ、墨田区、豊島区、足立区、葛飾区、江戸川区等都心部の周辺地区において令和3年度の廃棄物量をみると、前年度約2%程度の微減となっており、減少傾向が続いている。

表 1 区別ごみ量の推移

	R元			R2			R3			2年間の 総減量割合
	ごみ量	前年比	減量割合	ごみ量	前年比	減量割合	ごみ量	前年比	減量割合	
千代田区	85,513	1,082	1.3%	59,840	△ 25,673	-30.0%	61,042	1,202	2.0%	-28.6%
中央区	101,808	△ 5,772	-5.4%	77,438	△ 24,370	-23.9%	79,775	2,337	3.0%	-21.6%
港区	156,868	△ 1,350	-0.9%	117,075	△ 39,793	-25.4%	119,656	2,581	2.2%	-23.7%
新宿区	151,952	△ 1,612	-1.0%	124,100	△ 27,852	-18.3%	125,846	1,746	1.4%	-17.2%
文京区	65,982	△ 270	-0.4%	59,978	△ 6,004	-9.1%	60,190	213	0.4%	-8.8%
台東区	78,397	△ 804	-1.0%	65,960	△ 12,437	-15.9%	66,020	60	0.1%	-15.8%
墨田区	76,989	△ 509	-0.7%	73,421	△ 3,568	-4.6%	71,888	△ 1,533	-2.1%	-6.6%
江東区	145,030	5,086	3.6%	136,835	△ 8,195	-5.7%	137,758	923	0.7%	-5.0%
品川区	110,838	927	0.8%	105,170	△ 5,668	-5.1%	104,586	△ 585	-0.6%	-5.6%
目黒区	75,100	800	1.1%	73,013	△ 2,088	-2.8%	71,782	△ 1,230	-1.7%	-4.4%
大田区	201,971	4,688	2.4%	194,019	△ 7,952	-3.9%	190,461	△ 3,558	-1.8%	-5.7%
世田谷区	221,253	3,793	1.7%	221,362	109	0.0%	217,559	△ 3,803	-1.7%	-1.7%
渋谷区	119,470	803	0.7%	97,405	△ 22,065	-18.5%	96,450	△ 955	-1.0%	-19.3%
中野区	71,449	△ 1,278	-1.8%	70,639	△ 811	-1.1%	69,352	△ 1,287	-1.8%	-2.9%
杉並区	123,882	1,061	0.9%	123,083	△ 799	-0.6%	121,420	△ 1,663	-1.4%	-2.0%
豊島区	94,926	△ 703	-0.7%	83,875	△ 11,051	-11.6%	82,231	△ 1,644	-2.0%	-13.4%
北区	83,583	△ 968	-1.1%	82,212	△ 1,371	-1.6%	80,516	△ 1,696	-2.1%	-3.7%
荒川区	52,131	△ 566	-1.1%	51,461	△ 671	-1.3%	50,479	△ 981	-1.9%	-3.2%
板橋区	136,164	112	0.1%	134,710	△ 1,454	-1.1%	133,266	△ 1,444	-1.1%	-2.1%
練馬区	159,403	4,076	2.6%	159,915	512	0.3%	156,275	△ 3,639	-2.3%	-2.0%
足立区	173,817	914	0.5%	172,471	△ 1,346	-0.8%	169,039	△ 3,432	-2.0%	-2.7%
葛飾区	108,435	795	0.7%	108,696	261	0.2%	105,638	△ 3,059	-2.8%	-2.6%
江戸川区	168,887	1,669	1.0%	166,041	△ 2,846	-1.7%	161,148	△ 4,893	-2.9%	-4.6%
23区合計	2,763,848	11,974	0.4%	2,558,719	△ 205,129	-7.4%	2,532,379	△ 26,340	-1.0%	-8.4%

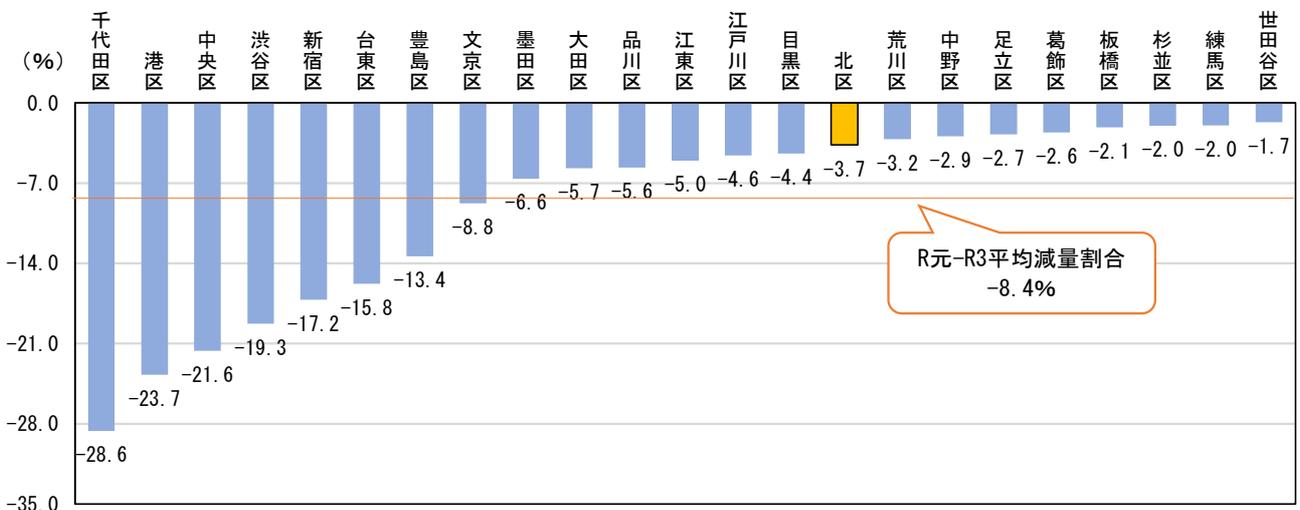


図 4 区別ごみ量と減量割合

近年のごみ減量、リサイクル等の施策について

■国一「第四次循環型社会形成推進基本計画」（2018年6月）の概要

地方公共団体に期待される役割

廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーター

施策

・地域循環共生圏形成による地域活性化

地域の循環資源、再生可能資源、ストック資源の状況を分析、関係者が連携する仕組みの構築

・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

中小事業者、NPO・NGO等による3Rに関する取組、モノの点検・修繕・交換・再使用やシェアリング等を行う新たなビジネスに対する支援や情報提供

・適正処理の推進と環境再生

- プラスチックの排出抑制に向けた周知や分別収集の徹底、河川や海域への流出を防止
- 食品ロス削減のための地域全体での取組、バイオマスの地域内での活用促進
- 小型家電リサイクル法に基づく小型家電の回収と住民の利便性の高い回収方法の提供
- 公共工事等の土石・建設材料について再生資材の優先的利用、建設資材のリサイクル推進
- 小売業者の引取義務の対象とならない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築
- グリーン購入・グリーン契約などを通じてリユース、リサイクル製品等の優先的な調達
- 適正処理の更なる推進と環境再生に向けた各種取り組み

・災害廃棄物処理の体制の構築

災害廃棄物処理計画策定、一般廃棄物処理施設の早期強靱化、関係団体・他地方公共団体・地方環境事務所等との連携体制構築、職員の研修訓練、適正かつ迅速な処理体制の構築

・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

- 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進に向けた雑品スクラップ等の有害使用済機器の適正保管に関する対策、地域の循環産業の海外展開の支援など
- 循環分野における基盤整備に向けた、廃棄物等に関する情報の収集、許認可情報の電子化の推進や電子マニフェスト普及、環境教育・環境学習の場の提供などの実施

■東京都-「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(2021年9月)に記載されている施策

施策1 資源ロスの更なる削減

(1) プラスチック及び食品ロスに係る施策の推進〈重点〉

(2) 廃棄物の発生抑制

ア 家庭ごみの発生抑制

イ 事業系ごみの発生抑制

ウ オフィス等からの紙類の排出削減

施策2 廃棄物の循環利用の更なる促進

1 廃棄物の循環利用の更なる促進

(1) 家庭系プラスチックごみの循環利用促進〈重点〉

ア プラスチック製容器包装等のリサイクル

イ 水平リサイクルの仕組み構築

(2) 事業者による循環利用促進〈重点〉

ア 事業者の自主的な取組の促進

イ 再利用計画書の活用等

ウ リサイクルルートの拡大

(3) 再生品の利用促進

2 資源ライフサイクルにおける環境負荷、その社会への影響などの反映

(1) 製品等のより良い使い方に向けた取組促進

(2) 環境に配慮した製品の選択

(3) 消費者の行動変容の促進

(4) 海ごみ対策の推進

施策3 廃棄物処理システムの強化

1 超高齢社会の到来や人口の減少等に伴う社会構造の変化への対応

(1) 適切なごみ出し支援

ア ごみ出し支援等

イ 外国人等の理解促進

(2) 事務処理に係る業務等の効率化〈新規〉

(3) 社会構造の変化に柔軟に対応できるような処理体制の構築〈新規・重点〉

ア 一般廃棄物処理に係る規制の柔軟な運用

イ 事業系廃棄物処理の効率化

2 廃棄物処理システムの強靱化及び高度化

(1) 個々の処理業者等のポテンシャル向上

ア 処理業者等の処理能力の向上

イ ICT、AI等の導入

(2) 一般廃棄物処理の広域化・施設の集約化〈新規〉

(3) 廃棄物の処理の新たな仕組みの構築〈新規・重点〉

- ア 処理困難物対策
- イ リチウムイオン電池対策
- ウ バイオマス資源の活用
- エ 産業廃棄物処理施設の在り方等の検討

(4) PCB 廃棄物対策及び不法投棄対策の推進

- ア PCB 廃棄物対策
- イ 不法投棄対策

施策4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

(1) 新たな事業の創出

(2) 環境対策と経済の両立〈重点〉

- ア サーキュラー・エコノミーへの転換
- イ ESG 投資等への対応

施策5 社会的課題への的確な対応

1 新型コロナウイルス感染症等への対応

(1) リサイクル事業者や廃棄物処理業者が各々取り組むべき対策の推進〈新規〉

- ア 新型コロナウイルス感染症等への対応
- イ 事業継続を図る取組

(2) 3R システムのレジリエンス向上〈新規〉

2 首都直下地震などの災害への対応力強化

(1) 風水害等への対応強化

- ア 都の災害廃棄物処理計画の充実
- イ 区市町村等の災害廃棄物処理計画の策定促進

(2) 災害時の機動力の向上〈重点〉

- ア 共同組織の設置（23 区では処理スキームを構築、多摩地域における共同組織の設置）
- イ 研修、訓練等の実施
- ウ 関連団体との連携

3 広域連携の推進

- (1) 国際連携の推進
- (2) 国内の広域連携の推進

4 ゼロエミッションの観点から進めるべき方策

- (1) 関連施策のゼロエミッション貢献
- (2) 施設等の脱炭素に向けた取組〈新規〉

《他区一般廃棄物処理基本計画からの施策抽出》

区	取り組み	対象
千代田区など	○リユース食器の利用促進 使い捨ての紙やプラスチック製食器を利用している店舗等へ使用可能なリユース食器の使用を促すとともに、地域におけるお祭りなどの各種イベントに対して、区が貸し出しを行っているリユース食器を拡充し、利用促進を図る。	全体
千代田区	○千代田区にふさわしい循環圏の構築 千代田区内の「神田古書店街」では古本を、「秋葉原」では中古パソコン、パーツ、スマートフォン、ゲーム、CD等、御茶ノ水楽器街では、中古ギターなどの楽器を取り扱う店が多数ある。千代田区外から訪れ中古品を購入していくことが定着している。区内大学等では、学生間の不用品リサイクルなどに取り組んでいるところもあり、リユース文化が根付いている地域特性を活かし、企業や大学等と連携・協働しながら、情報を発信し、地域循環圏の拠点としてアピールする。	全体
港区	○ペットボトルの削減とマイボトルの利用促進 区施設のペットボトル飲料自動販売機のカートカン飲料や缶飲料への切替えを進めるとともに、公共施設の冷水機の活用やマイボトル対応型給水機の設置、民間企業と連携した給水スポットの提供、給水スポットの位置を案内するスマートフォンアプリの活用などを通じて、マイボトルの利用を促進する。	全体
江東区 大田区 杉並区	○フードシェアリングアプリ等の活用 スマートフォンの普及により、登録した区民へ売れ残り品の割引情報を発信するフードシェアリングアプリ等の活用が広がっています。事業者は商品を廃棄せずに販売でき、区民は低価格で購入できるため、双方メリットのある有効な取り組みとして、普及啓発を推進します。	全体
大田区	○大田区が取り組む食品リサイクルの推進 大田区では食品ロス削減に取り組むとともに、区立の小・中学校における給食の食べ残しや調理の際に出るくずなどの給食残渣を回収、加工して飼料に再生させる食品リサイクルを行っている。	全体
千代田区	○マンション等におけるごみ減量指導の徹底 千代田区では、区民の約8割以上がマンション等の集合住宅に居住しています。大規模マンション等では管理人が廃棄物の分別をし直すなどの例が多いですが、小規模マンション等では、不適切な廃棄物の排出が見受けられます。マンション等から排出される廃棄物について、今まで以上に分別の徹底を行うために指導強化や資源化の誘導など、マンション単位等で対応していきます。	家庭
台東区	○家庭ごみの減量と資源化の促進 集団回収活動の支援策として、「ポイント型集団回収」の導入拡大を2014年度のモデル実施から2018年度にかけて各町会に対して展開してきた。町会の負担軽減や資源回収量の増加が図られ、活動を休止していた町会が再開するなど一定の成果をあげている。	家庭
中野区	○集積所等監視カメラ等の設置 区民や収集職員からの情報により、不法投棄や不適正排出の多い集積所に、監視カメラを設置した。（令和2(2020)年度延べ設置件数：38件）	家庭
品川区	○リサイクル率の低い事業者への優先立ち入り 事業用大規模建築物に対して定期的に立ち入り調査を行い、保管場所の確認や排出・分別、再利用状況に関する指導を実施している。シュレッダーくずや製品プラスチックなど、近年リサイクル可能となった新たな資源化可能物について情報提供をするなど、業種・事業所に適したアドバイスを実施するとともに、リサイクル率の低い事業者に対しては優先的に立ち入り調査を実施する。また、近隣区との共同立ち入り調査を通じて、調査・指導の充実を図る。	事業

■施策として考えられる取り組み

○食品ロス削減

- ・食ロス削減に向けた情報提供、普及啓発
(買い物で注意すること、エコクッキングの奨励等)
- ・フードドライブ、フードバンクの実施
- ・食べきり協力店制度の運用
- ・フードシェアリング (TABETE、Kuradashi、タベスケ) の推進 (協定締結等)
【武蔵野市、横浜市、長野県松本市等】

○プラスチック対策

- ・リユース食器、容器の貸し出し制度
- ・マイボトル (ペットボトル削減) ・給水スポット設置の推進
- ・庁舎等の自動販売機からのペットボトル製品廃止【調布市、神奈川県大磯町等】
(参考) B to Bの取り組み【葛飾区で実証実験、サントリーと兵庫県東播磨 2 市 2 町による協定締結】

○災害廃棄物への対応

- ・災害時の分別、排出場所等の周知
- ・関係機関 (他自治体、民間事業者) との協議、協定締結

■注意が必要な品目

- ・在宅医療廃棄物
- ・リチウムイオン蓄電池、水銀含有等の有害性、危険性の高い廃棄物
- ・太陽光発電設備

■リサイクルの可能性のある品目

- ・紙おむつ (福岡県大木町、鹿児島県志布志市で実証実験)
- ・園芸用土 (一部ホームセンターで回収等)
- ・難再生古紙 (小金井市、愛知県小牧市、愛知県瀬戸市など)

持続可能な循環型社会の形成に向けた、
今後のごみ減量の推進について

答 申（素案）

※第1～3回審議会 意見集約・一部更新

※現行計画（一般廃棄物処理基本計画 2020）策定時の答申をベースに、文言・データを更新しています。

※2の検討項目は、現段階では重点事業（1）～（12）の順番としています。

※第4回審議会では、それぞれの重点事業の「審議会での主な意見」を振り返りながら、再度ご意見をいただきたいと考えております。

- 赤字…本審議会資料用に記載している文言（答申には記載しません）
- 青字…今年度答申用に修正した文言
- 黒字…現行計画策定時の答申の文言（今後変更する文言もあり）

令和6年 月

東京都北区資源循環推進審議会

目次

1 北区のごみとリサイクルの現状	1
(1) 「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」の目標.....	1
(2) 目標達成状況と今後の課題.....	2
(3) 本審議会で検討した事項.....	3
2 ごみ減量の具体策の検討	4
(1) 区民主体の集団回収への支援事業の拡充.....	4
(2) 区民へのきめ細かい情報提供の実施.....	6
(3) 生ごみの減量と食品ロスの削減の推進.....	8
(4) 雑がみの資源化の充実.....	10
(5) 金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進.....	11
(6) プラスチックごみの減量.....	12
(7) 戸別収集の地域拡大の検討.....	13
(8) 家庭ごみの有料化.....	15
(9) 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施.....	17
(10) 優良事業者表彰制度の創設.....	18
(11) 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施.....	19
(12) 清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討.....	20
(●) その他の具体策.....	21
3 今後のリサイクル清掃事業のあり方	22
用語集.....	24
東京都北区資源循環推進審議会委員名簿.....	27
東京都北区資源循環推進審議会審議経過.....	28

1 北区のごみとリサイクルの現状

(1) 「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」の目標

北区では、令和2年3月に「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」を策定し、「～未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり～」の基本理念のもと、目標値を設定している。

指標1：区民1人1日あたりのごみ総排出量

3Rの中でも優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の進捗状況を評価するため、2Rによる資源排出量の減量が反映される指標として、区民1人1日あたりのごみ総排出量を新たな目標値として設定している。

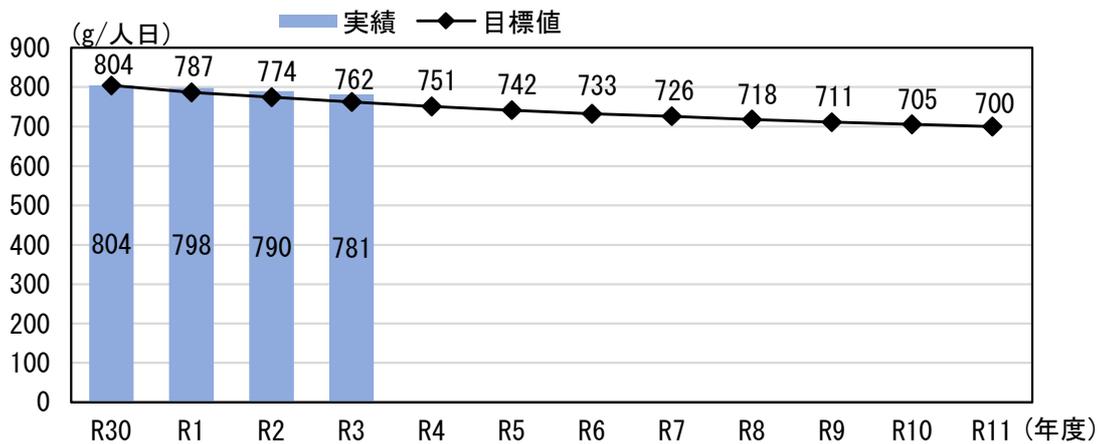
指標2：区民1人1日あたりのごみ排出量

リサイクルを含めた3Rの進捗状況を評価するため、引き続き、区民1人1日あたりのごみ排出量を目標値として設定している。

目標の指標	数 値 目 標
指標1	
区民1人1日あたりのごみ総排出量	104g 減量 （平成30年度比） 804g/人日 → 733g/人日 → 700g/人日 (H30実績) (R6) (R11)
指標2	
区民1人1日あたりのごみ排出量	97g 減量 （平成30年度比） 660g/人日 → 592g/人日 → 563g/人日 (H30実績) (R6) (R11)

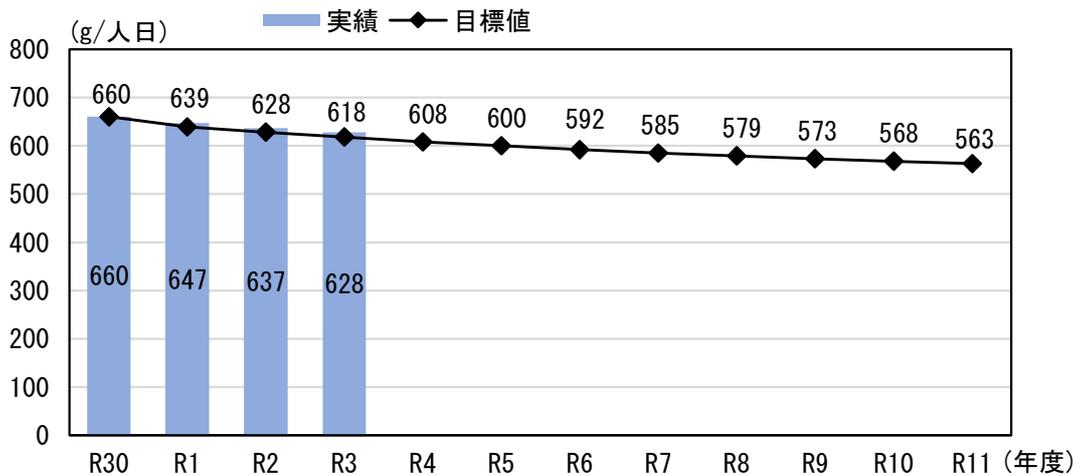
(2) 目標達成状況と今後の課題

指標1における目標値については、令和3年度の区民1人1日あたりのごみ総排出量が、781g/人日となっており、平成30年度からの3年間で23g減少し、取り組みによる一定の成果が確認できるものの、同年度目標値の762g/人日を上まわる結果となり未達成であった。これについては、新型コロナウイルス感染症による生活や事業活動への影響も一因と考えられる。



区民1人1日あたりのごみ総排出量の実績と目標値の推移

指標2における目標値については、令和3年度の区民1人1日あたりのごみ排出量が、同年度における目標値618g/人日より10g/人日多い628g/人日となっている。令和11年度(2029年度)における目標値563gと比較すると65g多くなっており、目標達成に向けてさらなるごみ減量への取り組みが必要である。



1人1日あたりのごみ排出量の実績と目標値の推移

令和4年10月に実施した北区のごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査（以下、「令和4年度区民アンケート」という。）によると、今後、持続可能な循環型社会の形成に向けて、区が力をいれるべきこととして、「分別方法のパンフレットをわかりやすくして定期的に全世帯に配布する」（39.4%）が4割と最も高かった。また、「資源として回収したものが、どのようにリサイクルされているか説明する」（22.8%）、「メーカーや販売店に対する過剰包装の禁止等の指導を国などに要望する」（22.2%）、も約2割となっており、区民の「ごみ減量・リサイクルの推進」への関心の高さが伺える。

北区では、これまでも区民と区が協働し、古紙、びん・缶、ペットボトルの回収や、紙パック、廃食油、古布の拠点回収といったリサイクル活動や、不燃ごみに含まれる金属資源の資源化等に積極的に取り組んできた。また、食品ロスやプラスチックについては、SDGsの浸透とともに区民の関心も高まっている。食品ロスについて、北区では、令和3年10月に「北区食品ロス削減推進計画」を策定し、「令和8年度 区民1人1日当たりの食品ロス量15.4g」を目標に、様々な取り組みを行っている。また、プラスチックについては、令和4年10月から滝野川地区、令和5年4月からは王子・赤羽地区でプラスチックの分別回収・リサイクルの推進を開始している。このような新たな社会的課題・要請に対しても、積極的な取り組みを継続するとともに、今後しばらくは人口の増加が予測される中、北区へ転入してきた新たな区民や、外国人区民へもリサイクルの普及啓発を行い、地域住民と行政が一丸となった資源化への取り組みが求められる。

（3）本審議会で検討した事項

本審議会は、令和4年5月12日に北区長から、一般廃棄物の減量と適正な処理に関して、「持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進」について諮問を受け、「北区一般廃棄物処理基本計画2020」で示された「ごみ減量に向けて取り組む重点事業」について検討した。

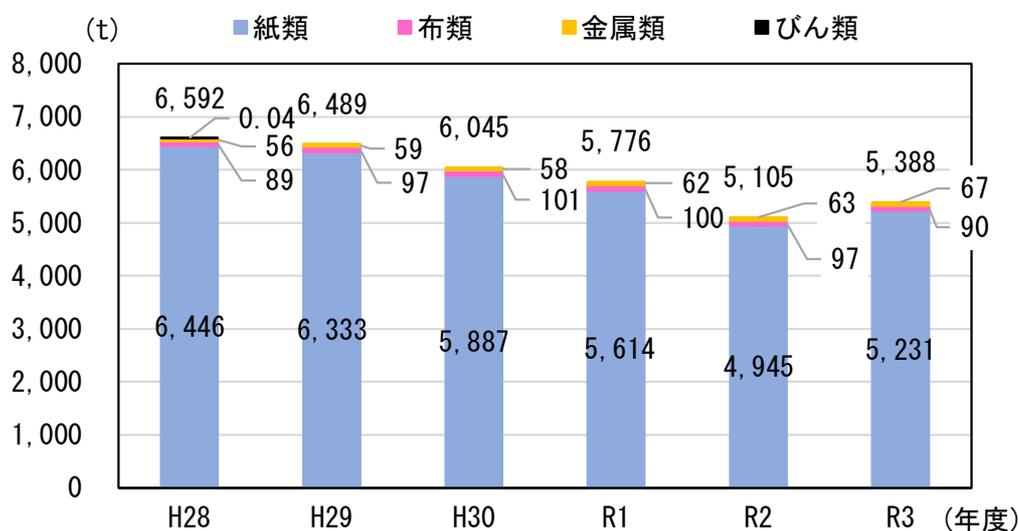
2 ごみ減量の具体策の検討

(1) 区民主体の集団回収への支援事業の拡充

【現況・課題】

- ・集団回収は、区民が自主的に行っている古紙、缶、びん、古布の資源回収活動であり、北区は活動団体に対し、回収量に応じて1kgあたり6円の報奨金を支給している。平成28年度より、集団回収団体の活動を支援することを目的に「集団回収事業者認定制度」を開始し、7事業者を認定している。しかし、近年、ライフスタイルの変化による回収量の減少や、活動団体の高齢化による担い手不足が課題となっている。
- ・市況価格による資源物回収の停滞を防ぐため、令和2年度から古紙相場に連動した支援金制度を新設し、要件を満たす事業者に支給している。

集団回収実績の推移



【審議会での主な意見】

- ・古布の収集は地域によって実施していない場合がある。近い場所に回収拠点が多くあったほうが良い。
- ・区全体の集団回収の実施団体数は横ばいだが、高齢化により集団回収ができなくなったところもあるため、取り組む人や団体を増やすといった底上げが重要である。
- ・集団回収は町会・自治会の活動費にもなるため、町会・自治会側からマンション管理人へ協力してもらうように働きかけている。
- ・マンションの管理組合等にも集団回収への協力をお願いしているが、最低限の分別や排出のルールが守られていないことも多く、回収場所を管理する人への負担となっている。

【区民主体の集団回収への支援事業の拡充への取り組み】

集団回収は、リサイクルの推進と地域のきずなの強化につながる活動であり、団体が安定して活動を継続できる環境を整えることを要望する。

- 活動団体を運営面から支えている集団回収事業者認定制度の拡充を図る。
- 事業者が市場経済に左右されず、区民とともに集団回収活動を継続できる事業者支援を継続する。
- 行政から積極的に情報発信を行い、活動団体の増加と担い手の発掘に努めていく。

(2) 区民へのきめ細かい情報提供の実施

【現況・課題】

- ・北区では、毎年「家庭ごみ・資源の分け方出し方」の冊子・チラシを作成し配布している。また、そのデータをホームページに掲載するとともに、外国語版（英語・中国語・韓国語・ベンガル語版）のチラシを作成し、配布・ホームページへ掲載することにより、きめ細かな情報提供を実施している。
- ・令和4年度区民アンケートによれば、ごみの分別等の方法に関する情報提供について、区役所（清掃事務所）が配布するチラシ（54.2%）や冊子（53.5%）を活用しているという回答が得られた。
- ・同アンケートによれば、今後の情報の入手先としては、区役所（清掃事務所）が配布するチラシ（50.2%）や冊子（47.5%）とともに、区ホームページ（40.6%）が挙げられた。後者は現在的手段であるホームページによる情報入手（21.8%）より高く、今後多様な媒体による情報提供を実施する必要性は高い。

【審議会での主な意見】

- ・北区は高齢化が進んでいるため、今後、区民自らが赴く形ではなく、区から区民に積極的に届けに行く周知等も考えていただきたい。
- ・ごみの観点から発信していくことも大事だが、SDGsの観点で、北区の取り組みについて広く区民に知ってもらうこと、行政が音頭を取りオール北区で進めていくことが非常に重要だと思う。
- ・より多くの外国人区民に知っていただくため、彼らがよく行く飲食店等に外国語版のチラシを配布することも検討してほしい。
- ・商工会議所の会員を通して、外国人区民への説明書やごみの出し方等を配るといったことなど、協力できると思う。
- ・管理人、賃貸住宅のオーナーから注意していただくことも重要である。清掃事務所等区側から積極的な働きかけをしてほしい。
- ・マイクロプラスチックの問題などは、多くの方に知ってもらい、自分事として捉えてごみの削減やリサイクル、リユースということに取り組んでいかなければいけない。教育現場や家庭へも周知し、次世代の子どもたちにも意識を育てることが大切である。

【区民へのきめ細かい情報提供の実施への取り組み】

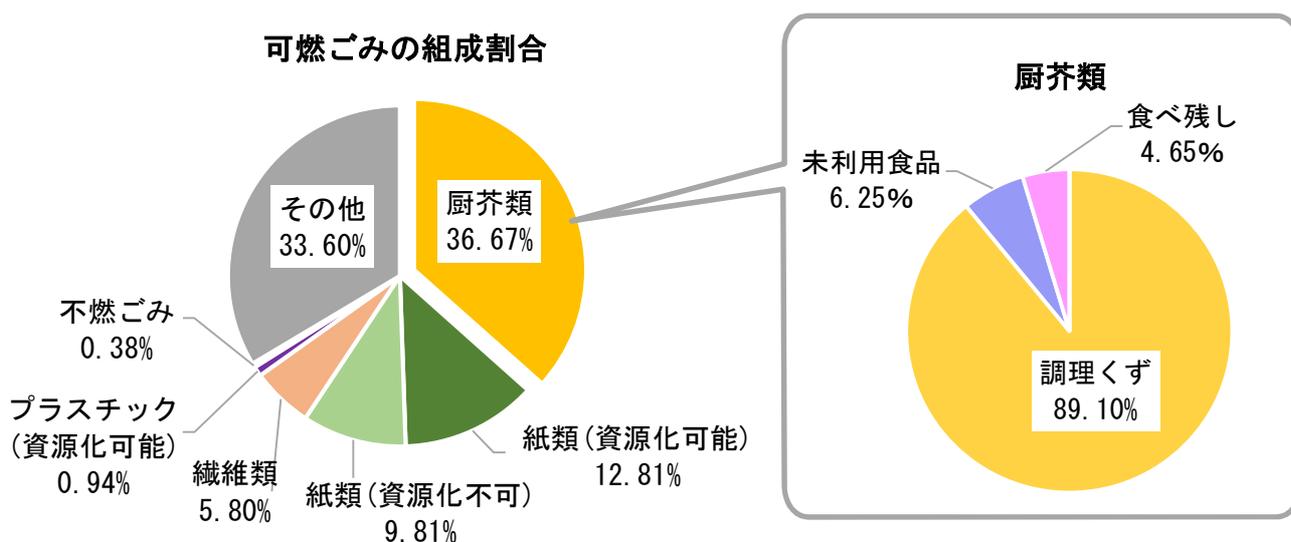
ごみの減量化・資源化には、区民に気づいてもらえる普及啓発が重要である。環境教育など既存の普及啓発を継続しつつ、気づいてほしい区民が情報を得やすい場所や機会を想定するなど、新しい視点で情報発信に取り組む必要がある。さらに、リサイクルの活動拠点であるエコ広場館との連携を強化し、普及啓発や情報発信に取り組んでほしい。転入者や若い世代、外国人区民に対して、スマートフォンアプリを活用するなどICTを活用した取り組みを行うよう要望する。

- 若い世代や外国人区民にも知ってもらえるスマートフォンアプリやチャットボットの活用を図る。
- キャラクターや漫画を活用した新しい普及啓発事業を実施する。
- 既存の環境学習などの継続と事業の拡充を行う。
-

(3) 生ごみの減量と食品ロスの削減の推進

【現況・課題】

- ・「北区食品ロス削減推進計画」では、リデュースクッキングレシピを使用した調理実習会の開催や、食品の保存方法などの効果的な普及啓発の実施、食品関連事業者等の取り組みに対する支援、未利用食品を提供するための活動の支援について取り組むとしている。
- ・令和4年度区民アンケートによると、「食品ロス」という言葉は9割以上が知っており、広く認知されている。また、取り組んでいる・取り組みたいこととして、「食べきれない食品を買いすぎない」(83.1%)、「買い物前に食品の在庫を確認する」(65.8%)の割合が高く、日常の買い物から食品ロス削減に向けた意識の向上が伺える。
- ・令和4年度実施した「家庭ごみ排出実態調査」では、厨芥類として廃棄されるごみは可燃ごみの約40%となっており、厨芥類の89.1%が「調理くず」で、食品ロスに該当する「未利用食品」は6.3%、「食べ残し」は4.7%で合わせて約11%であった。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の自粛・家庭での食事の増加・宅配の利用といった食品をめぐる行動変容を踏まえ、SNSなどを活用し、様々な普及啓発を行う必要がある。



【審議会での主な意見】

- ・生ごみを消滅させることができるキューロを使えば、かなりごみが減らせると感じている。ごみの有料化を実現した場合でも、費用負担が少なくて済む。今後もこの取り組みを進めていきたい。
- ・フードドライブは、最後にきちんと食品提供という形で、資源循環が成り立っている取り組みの1つだと思う。
- ・フードドライブ事業の試行について、区民への周知は十分行われているのか。
- ・全国的にプラスチック削減やフードドライブが叫ばれている。フードドライブについては、区民が利用しやすい、持っていきやすい場所を今後広げてほしい。

【生ごみ減量と食品ロス対策への取り組み】

区民一人ひとりや事業者が、日常的に生ごみの減量や食品ロスに取り組めるような支援や普及啓発を求める。

事業者の取り組みに対して協力店等の認定制度、表彰などの支援を要望する。

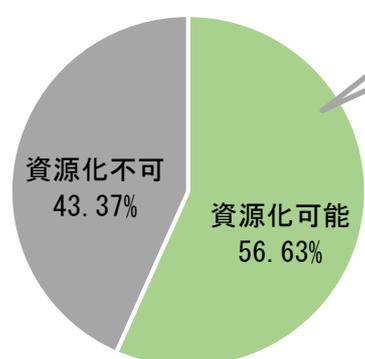
- 食品ロス削減協力店などの登録制度の導入を検討し、区のホームページに公表するなど、PRを行う。
- 賞味期限、消費期限が示す意味の普及啓発、冷蔵庫の管理など、無駄な消費をなくするための普及啓発を実施する。
- フードドライブの取り組みを継続する。
- 家庭から出る生ごみを自宅で処理する区民を支援するなど、新しい着眼点での普及啓発を実施する。

(4) 雑がみの資源化の充実

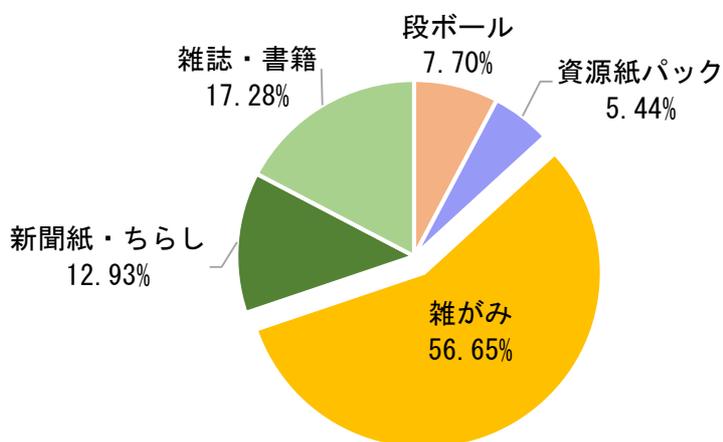
【現況・課題】

- 令和4年度実施した「家庭ごみ排出実態調査」では、可燃ごみに含まれる紙類は22.6%、そのうち資源化可能な割合は、約6割(56.6%)となっている。
- 資源化可能紙類のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の再生できる紙(菓子箱、紙袋、はがき、封筒など)である「雑がみ」が56.7%を占めている。
- 雑がみのリサイクルについて、ホームページや「家庭ごみ・資源の分け方出し方」に掲載し、周知するとともに、イベントで「雑がみ袋」を持ち帰り用の袋として使用するなど普及啓発を実施している。
- 知らない人に知ってもらえるような効果的な普及啓発への取り組みを検討する必要がある。

紙類の内訳



資源化可能紙類の内訳



【審議会での主な意見】

- 北区ブランドを立ち上げて、紙のリサイクルでトイレットペーパーを作成し、区の施設で積極的に使っていけば循環がうまくいくのではないかと思います。

【雑がみの資源化の充実への取り組み】

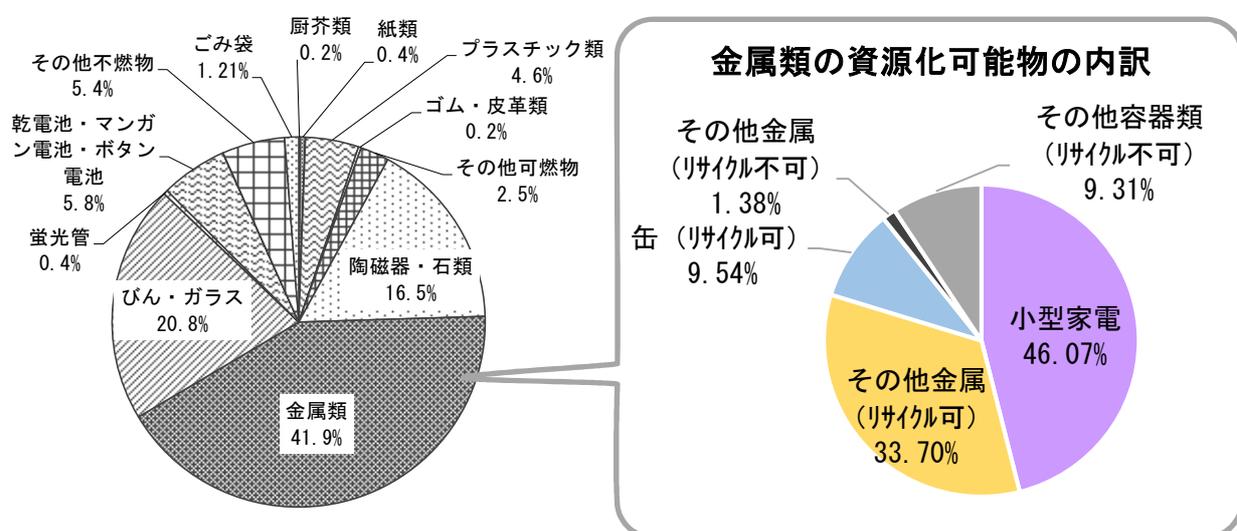
区民・事業者に対して、「雑がみ」が資源であることを知ってもらうことが最も重要であり、行政として普及啓発などの周知活動に取り組むことを求める。

- 「雑がみ」はリサイクルできる資源であるということを、区民・事業者・区職員に周知徹底する。
- イベントやホームページで周知するなど、分別意識を変える啓発活動を推進する。
- 集団回収で「雑がみ」回収を実施できるように集団回収事業者への啓発や支援を行う。
- 事業系古紙を排出する事業者へ雑がみ回収の仕組みを周知し、協力を要請する。

(5) 金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進

【現況・課題】

- 資源の有効利用の観点等から、小型家電の回収・リサイクルの促進は重要であり、北区では、平成26年4月に粗大ごみ、平成26年10月に不燃ごみに含まれる金属類や小型家電の資源化を実施している。さらに、令和元年度からは不燃ごみに含まれる金属資源（小型家電含む）とその他不燃（ガラス・陶器など）を別袋で収集し、民間事業者による資源化を開始したため資源化量が増加している。
- 令和4年度実施した「家庭ごみ排出実態調査」では、不燃ごみのうち金属類が41.9%となっており、金属類の資源化可能物の内訳をみると、小型家電（46.1%）やその他金属（33.7%）が多く含まれている。



【審議会での主な意見】

- ごみにするか資源にするかで、大きく変わってくる。
- ごみを減らすこともなかなか難しいが、一人一人がどうやったら資源化ができるか、も大きな視点になってくる。

【金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進への取り組み】

以下のとおり、今後も資源化の取り組みを進めることを要望する。

- 不燃ごみは、引き続き、金属資源（小型家電等を含む）とその他不燃（ガラス・陶器など）を別袋で回収する。
- 使用済み小型家電はレアメタルや金を含んだ貴重な資源であるという啓発を推進する。
- 家電量販店での自主回収等、民間が実施しているリサイクルの取り組みを積極的に活用するよう周知する。
- 粗大ごみから分別した金属類は、原則、売却により資源化するが、市場経済により売却による資源化が困難な場合は、適正に処理できる事業者で処分する。

(6) プラスチックごみの減量

【現況・課題】

- ・令和4年4月1日に「プラスチック資源循環促進法」が施行された。
- ・令和4年10月から滝野川地区、令和5年4月から王子・赤羽地区において、プラスチック（プラスチック製容器包装^{注1}、製品プラスチック^{注2}）の分別回収を開始した。
- ・北区では、独自に民間事業者に処理委託し、再商品化するとともに、一部は容器包装リサイクル法に基づく処理を行っている。

注1 プラスチック製容器包装 ⇒ おかしの袋や洗剤のボトルなど容器に使われているプラスチック

注2 製品プラスチック ⇒ 文具や玩具類など製品自体に使われているプラスチック

【審議会での主な意見】

- ・リサイクルすれば済むという問題ではなく、自然界にプラスチックが排出され、溜まっていくことが問題であるため、基本的にリユース、リデュースが重要である。
- ・プラスチックを環境中に蓄積させないことが目的であるため、まずは、プラスチックを減らす必要性を区民に説明することが最も重要である。
- ・プラスチックの分別回収開始にあたって、細かい部分でわからないことが多い。
- ・プラスチックのリサイクルには賛成だが、資源循環の意味からも、集めるだけではなく、生まれ変わった製品を積極的に使っていただきたい。

【プラスチックごみの減量への取り組み】

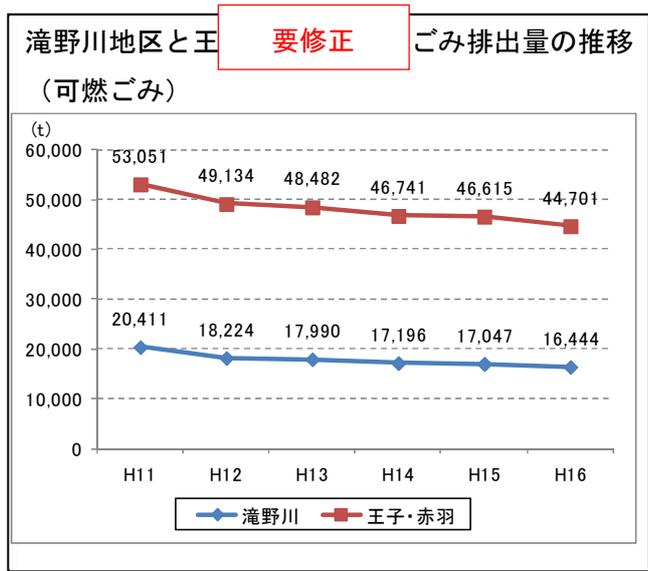
プラスチックごみについては使い捨てプラスチックをはじめ使用量の削減を第一に取り組みを継続する。令和4年度から5年度にかけて開始した分別回収については、社会情勢等も踏まえ、今後定期的に環境面・経費面など、様々な観点で効果を検証していくことを要望する。

- 新しく開始したプラスチックの分別収集について、分別対象物や排出方法等について、丁寧な周知に努める。
- 廃プラスチック類の分別収集は、軽量で容積が大きいことから運搬車両増による環境負荷や経費増が発生する。処理方法の検討に当たっては、運搬時の環境負荷や運搬・選別コストを含めて総合的に検討する必要がある。
- 廃プラスチック類のリサイクルは、「容器包装プラスチック」や「製品プラスチック」など、一般の区民にとって分かりにくい。区民がわかりやすいようにホームページ等で周知し、理解を深められるよう継続的な周知や広報が必要である。
- 使い捨てプラスチックの使用を減らしていくため、行動変容を促していく。

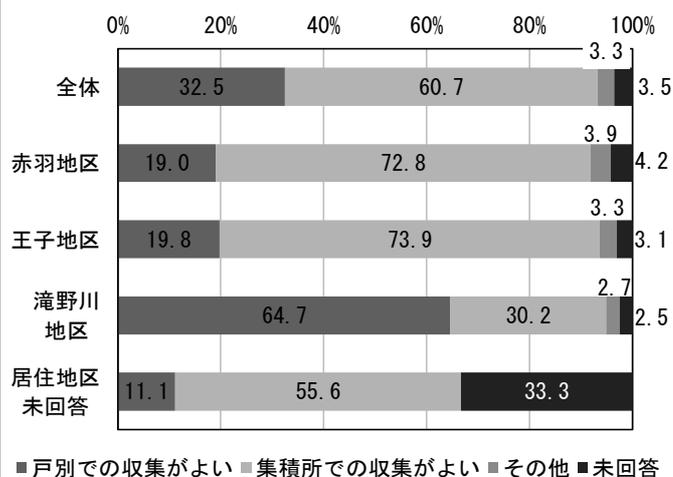
(7) 戸別収集の地域拡大の検討

【現況・課題】

- ・滝野川地区では平成 12 年から戸別収集のモデル実施を一部地域で開始し、平成 14 年には滝野川地区全域でモデル実施を開始している。
- ・令和 4 年度アンケートによると、集積所で収集している赤羽・王子地区では、現状の集積所での収集の継続を、戸別収集のモデル地区である滝野川地区では戸別収集の継続を望む意見が多い。平成 24 年度に実施した区民アンケート調査でも同様の傾向があった。



戸別収集の拡大について
(令和 4 年度アンケート結果)



【審議会での主な意見】

- ・魅力的な北区にするために、こういったまちづくりをするか提示し、その中で集積所をどうするかといったことも検討すべきだと思う。
- ・北区は、子育てと老後に住みやすいということを掲げている。その視点からどちらがより住みやすい町になるかだと思う。
- ・コスト、サービスの他にゼロカーボンの概念を少しでも取り入れてはどうか。
- ・戸別収集ができればよいが、細い路地などを戸別収集するのは費用的に大変だと思うので、そのまま集積所を利用するところがあってもいいのではないかと。
- ・集積所を利用している各家庭から毎月 500 円を出し合い、集積所の管理をする方に手当を出している。
- ・各家庭がしっかりできているのであれば、集積所のままだでもよいのではないかと。
- ・ごみの戸別収集の有無に関してはいろいろな意見があると思うが、戸別になることよりも集積所のままだがよいと意見が多かったというアンケートの結果は無視できない。
- ・集積所の成り立ちや管理について知っている区民は少ない。状況を見直すためにも、集積所の管理をしている方を対象にアンケートを行ってはどうか。

【戸別収集の地域拡大の検討への取り組み】

戸別収集は、高齢化が進行している中で、排出がしやすく、一人ひとりが責任を持ってルールどおりにごみを出すことができる高齢化社会にふさわしい収集方法である。一方で「経費負担が増加する。」ことや「集合住宅が対象とならない。」という点や、「集積所はコミュニティ形成の大切な場所であり、集積所収集の継続を求める。」という意見もあった。

引き続き戸別収集への十分な普及啓発を行い、区民の合意を得ることができるよう、行政には、区民ニーズの把握、他自治体の動向を踏まえ、実施について慎重な検討を継続するよう求める。

高齢者や障害者などのごみ出し困難者を対象とする訪問収集は、事業の継続を原則とし、びん・缶などの資源も対象として追加するよう検討を求める。

- 戸別収集におけるメリットとデメリットの把握、定期的に費用対効果の検証を行う必要がある。
- 戸別収集の対象は戸建て住宅とし、集合住宅は、建物ごとの収集が妥当である。
- 狭小路地が多い地域や集合住宅が半数を占める地域など、地域の特徴を踏まえた収集方法を検討する必要がある。
- 可燃ごみと不燃ごみについては戸別収集が妥当であるが、資源回収については、町会・自治会と協働で資源ステーションによる回収を行っており、びん・缶の売却金を町会自治会連合会に還元していることから検討が必要となる。
- 訪問収集の品目拡大(びん・缶など)については、町会・自治会と協働で実施している資源回収と十分に調整して実施すること。

(8) 家庭ごみの有料化

【現況・課題】

- ・「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」では家庭ごみの有料化について、「清掃事業の効率化とサービスの向上を図ることを前提とし、①料金体系や料金水準、手数料徴収方法、手数料の使途と運用などの有料化の仕組み、②住民説明会の開催など、有料化の導入までのプロセスや運用方法、③有料化導入後の評価と見直しなど、有料化導入自治体の事例などを考慮したうえで検討する。」としている。
- ・家庭ごみ有料化は全国で 65.0%^{注1}の市町村が導入しており、東京都多摩地域の市においては、すべての自治体で導入している。
- ・北区の1人1日あたりの可燃ごみ収集量 494.5g/人日に対して、多摩地域で有料化を行っている実施自治体の収集可燃ごみ量は平均 442.1/人日であり、北区と比較して約 52g/人日少ない。また、家庭から排出される可燃ごみについて、令和2年度までに有料化を導入し人口 15 万人以上の 10 市の有料化実施前年度と1年後を比較した減量率は、9 市で1割以上減少し、そのうち3 市では2割以上減少しており、有料化による減量効果は非常に大きい。

令和3年度数値

北区（可燃ごみ収集量） 494.5g/人日

多摩地域有料化実施自治体（25 市） 平均 442.1g/人日^{注2}

北区を 100 とした場合の多摩地域の 1 人 1 日あたりのごみ量

$$442.1 \div 494.5 = 89.4\%$$

※多摩地域の 1 人 1 日あたりのごみ量は、北区より 1 割以上少ない。

注1 出典 山谷修作（審議会会長）ホームページ <http://www.yamayashusaku.com/survey.html>

注2 出典 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）をもとに算出。

北区の可燃ごみ収集量は、家庭からのごみと有料ごみ処理券貼付による事業所のごみが含まれるため、多摩地域についても、家庭系の収集可燃ごみ、事業系の収集可燃ごみを合計した数値で比較している。

【審議会での主な意見】

- ・有料化は賛成だが、有料化するのであれば、お金の使い道ははっきり示したほうがいい。
- ・ごみが減らないのであれば有料化になるので、もう一度みんなで減量に取り組もう、ということ強くアピールしてはどうか。
- ・有料化によってごみが減り処理費用が減れば、有料化による手数料収入を減量に取り組む人のサポートに使える、あるいは将来の低炭素化や行政サービスの充実などにつながるということも想定し、考えてもらいたい。
- ・他区での有料化に対する要望として、手数料収入の使途の明確化が最も多かった。廃棄物に関わる取り組みに限定する必要はないので、まちづくりを支援できるような形にでき

ればいいのではないか。

- 政策の透明性は重要なので、取り組みの見える化を図り、区民に分かるやすくするのも1つの手法である。
- 北区は、戸別収集の導入が大きな課題としてある中で、有料化した時が機会になるのではないか。戸別収集と有料化をある程度セットで検討してはどうか。

【家庭ごみの有料化への取り組み】

家庭ごみの有料化は、導入自治体での有料化後のごみ減量実績からも、非常に有効なごみ減量施策であると言える。

有料化により発生した財源は、戸別収集に係る費用や集団回収の報奨金増額など、区の清掃事業のサービス向上に使い、原則として、区民に還元できる仕組みを検討する。

将来的な導入を視野に入れ検討を進めるとともに、周辺自治体（23区）の動向を注視しつつ、区民にきめ細やかな説明を行い、理解を得る必要がある。

有料化の実現に向けては、区民の理解を得るよう、有料化によるごみ減量の効果について十分な説明責任を果たすとともに、積極的な普及啓発を行うことを求める。

- 全国的に家庭ごみの有料化の導入が進展している。
- 23区で導入している自治体はないが、仮に他の区で有料化を導入し、ごみ減量が進むと、ごみの量で清掃工場（東京二十三区清掃一部事務組合）の経費（分担金）を負担していることから、北区がより多くの経費負担を行うこととなる。他の区に遅れることなく積極的に導入の検討を要望する。
- 有料化による歳入は、清掃事業のサービス向上を目的に、戸別収集の実現、集団回収の報奨金の増額、集合住宅の保管場所整備費の一部助成など、区民へ還元する仕組みとすることを求める。
- ごみ処理経費の一部が見えるようにすることで、ごみの排出に経費がかかることを明らかにし、排出量に応じた公平な負担を求めることで、ごみ減量への意識付けを行う。
- 新たなごみ減量施策に対する区民の理解を深めるため、ごみの排出実態を明らかにする調査を充実し、周知するとともに、戸別収集の仕組みの説明など、区民へ情報提供を充実させ、理解を深められるよう情報発信を行う。

(9) 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施

【現況・課題】

- ・事業用途床面積 3,000 m²以上の大規模事業者については、条例により区へ再利用計画書の届出等が義務付けられており、区では新任排出管理責任者向けの講習会を実施している。
- ・事業者の届出に基づき立入検査、指導・助言を行っているが、区の廃棄物管理指導員が十分に確保できておらず、検査・指導体制の維持に向けた専門的知識や経験の蓄積が課題となっている。
- ・延べ床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満の建築所有者に対しても、3,000 m²以上の事業用建築物に準じて、廃棄物管理責任者の選任やごみ減量・再利用計画書の提出を求めるなどの指導・助言を行っているが、ごみ減量・再利用計画書提出は努力義務のため、提出率は約6割にとどまっている。
- ・ごみ量が少なく廃棄物処理業者との契約が困難な小規模事業者については、「事業系有料ごみ処理券」を貼付し、区のごみ収集に排出しているが、北区として事業所の実態を把握しきれていないため、事業者の規模や業種に合わせた指導が課題となっている。なお、排出基準（日量 10kg 等）を超える事業所については、許可業者による収集への意向を指導している。

【審議会での主な意見】

- ・
- ・
- ・

【事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施への取り組み】

専門性を有する人員を計画的に配置し、効果的な排出指導を行うとともに、ごみ減量・再利用計画書の様式の見直し等により効率化を図り、事業者・区がともに取り組みやすい環境を整える。また、事業者の実態を正確に把握し、その規模や業種に合わせたごみ減量の普及啓発に努めることを要望する。

- 廃棄物行政に関する知識と経験を蓄積し、より効果的な指導業務を継続的に行える体制を確保する。
- 立入検査の前にごみ減量・再利用計画書に基づき、指摘事項をまとめるとともに、立入検査当日の結果については後日報告書を作成し、事業者へフィードバックできる、立入検査システムの構築・導入を検討する。報告書については、様式の見直し・簡素化を図り、廃棄物管理指導員の負荷を軽減することで、より多くの建築物を指導できる体制を検討する。
- 優良な取り組みを行っている事業者に対して表彰を行うなど、さらに取り組みを充実させるような制度の導入を検討する。
- 北区による収集の対象となる小規模事業者については、登録制度の導入を検討し、北区として事業者の規模や業種を正確に把握できるように制度の見直しを図っていく。

(10) 優良事業者表彰制度の創設

【現況・課題】

- ・優良事業者表彰制度は、区内事業者について、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組み、成果を上げている事業者などを立入検査の結果や再利用計画書等をもとに表彰する制度である。
- ・北区では、現時点で優良事業者表彰制度の導入には至っていない。
- ・23区では、千代田区、港区、新宿区などの5区で優良事業者への表彰等の制度が創設されており、比較的大規模な事業所面積を有する事業者が対象となっている。
- ・北区は、事業用大規模建築物（床面積3,000㎡以上）のほかに事業用中規模建築物（延べ床面積1,000㎡以上3,000㎡未満）が約230件あり、小規模な事業者も多いことを踏まえ、ごみの減量やリサイクルに努めている中小規模事業者についても、表彰等により評価し、取り組みを促進する仕組みが必要である。

【審議会での主な意見】

- ・
- ・
- ・

【優良事業者表彰制度の創設への取り組み】

ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む事業者を表彰する、「優良事業者表彰制度」を創設するとともに、表彰した事業者の取り組みを好事例として広く周知する仕組みを確立する。また、規模や業種に合わせた効果的なごみ減量の普及啓発に生かすため、事業者への立入検査・再利用計画書等の関係情報を活用した制度を検討することを要望する。

○優良事業者表彰制度について、他自治体の実施事例等を参考にしながら、制度設計を進める。

○中小規模事業者についても、評価する仕組みを検討する。

(11) 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施

【現況・課題】

- ・高齢者などごみ出し困難な区民を対象に訪問収集を実施しており、事業拡充の要望が強い。ごみや資源（古紙・プラスチック）の訪問収集を行う際、ごみの排出がない場合に対象の区民の安否確認を併せて行う「ふれあい訪問収集」を実施している。
- ・粗大ごみを運び出すのが困難な区民を対象に運び出し収集を実施しており、運び出しの要件に該当しない区民については、NPO法人と連携した収集を実施している。
- ・高齢化が進み、今後訪問収集等の要望が増加し、収集人員が不足する可能性がある。
- ・びん・缶などの資源も訪問収集の対象に追加して欲しいなどの事業の拡充要望がある。

訪問収集実績^{※1}

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	収集中	一時中止 ^{※2}	収集中	一時中止	収集中	一時中止
訪問収集 ^{注1}	712	243	742	256	754	331
ふれあい訪問収集 ^{注2}	36	16	27	17	20	19

※1 第3回審議会資料に基づく

※2 一時中止…ケアマネジャー等と連携し、一時的な入院やショートステイ利用などでごみの排出がない場合に対応している

注1・2 資料編「用語集」参照

【審議会での主な意見】

- ・高齢者のためのごみの回収には本当に感謝している。
- ・町会で防犯カメラをつけている場所に、分別や不法投棄の注意喚起を示す紙を配布するなど、行政にバックアップしてもらいたい。
- ・リチウムイオン電池の発火事故について、パンフレットへの注意喚起の記載等を検討してはどうか。

【個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施への取り組み】

-
-
-

(12) 清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討

【現況・課題】

- ・清掃事業は民間事業者への委託などの外部化を進めており、関連施設を北区公共施設再配置方針に従って、(廃止や統合など) 整理する必要がある。
- ・浮間清掃事務所での粗大ごみの持込施設の設置、受け入れ開始(令和4年11月～) など、収集体制の変化に対応した関連施設の有効活用を進めている。
- ・清掃事業は継続して行う必要があることから、関連施設の更新や統合にあたっては、事業継続を念頭に整備することが必要である。
- ・直営や委託を問わず、休憩場所の確保など、労働環境に配慮した施設整備を引き続き進める必要がある。
- ・北清掃工場の建替工事に対応するため、工事期間中は、可燃ごみについて収集車両を増車して区外の清掃工場へ収集運搬を行っている。また、収集車両の増車に伴い、車両や作業員の待機場所の確保のため、遊休施設となっていた旧清至中学校の校庭と校舎の一部を暫定的に利用している。

【審議会での主な意見】

- ・
- ・
- ・

【清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討への取り組み】

清掃事業が継続して実施できるように、今後も計画的に施設の更新、再編を行うこと。なお、計画にあたっては、委託先の従業員の労働環境も十分配慮することを求める。

- 清掃事業に従事する作業員(直営、委託を問わず)の、休憩場所や作業前の待機場所などに十分に配慮して施設整備を検討する必要がある。
- 北清掃工場の建て替えに伴う収集車両の増加など、清掃事業の変化に対応し、支障なく収集運搬作業を行えるよう、引き続き区有施設の暫定利用など清掃事業関連施設の有効活用に努める。

(●) その他の具体策

【現況・課題】

【審議会での主な意見】

- ・
- ・
- ・

【への取り組み】

-
-
-

3 今後のリサイクル清掃事業のあり方 **※次回検討**

環境負荷を可能な限り低減し、循環型社会を実現するためには、ごみの減量に取り組む事が非常に重要である。そのためには、区民一人ひとりが、「発生抑制・排出抑制」を意識し、ライフスタイルを見直すことから始めなくてはならない。また、区民だけではなく、事業者や北区（行政）も一丸となって、ごみの減量や適正な排出に取り組んでいくことが求められる。

行政は、新しく区民となった人や外国人区民にも、ごみ出しアプリといった、分かりやすく便利な方法で適切な分別方法等の周知を図るとともに、高齢化社会を見据え、誰にでも分かりやすく、受け入れやすい普及啓発に取り組むべきである。また、近年注目を集めている食品ロス対策については、飲食店や小売店などの事業者への支援を行うとともに、区民への周知・啓発活動を実施し、ごみ減量への意識改革を促す必要がある。

一方で、びん・缶のリサイクル事業など、他の自治体に先駆けて区民と協働で実施している取り組みもあるが、このような既存の事業も現状把握や評価を行い、一定の年数で見直すなど、区民・事業者・北区（行政）が協働し、時代の変化に対応する必要がある。

以上の点を踏まえ、ごみを減量することを基本に事業の実施を求める。

(1) 内容の充実や新たにに取り組む必要がある事業

- ・区民主体の集団回収への支援事業の拡充
- ・雑がみの資源化の充実
- ・金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進
- ・高齢者向けの訪問収集の継続・拡大
- ・大規模事業者排出指導基準の見直し、小規模事業者の実態把握と排出指導の徹底
- ・生ごみの減量と食品ロス対策の推進
- ・効果的な啓発活動の実施
- ・清掃事業関連施設の再編・有効活用

(2) 継続して検討する必要がある事業

- ・廃プラスチック類の資源化
- ・分別収集の地域拡大
- ・家庭ごみの有料化

<資料編>

北区のごみ資源量の推移 ※持込ごみ量確定後、差替

単位 (トン)

年度		H30	R1	R2	R3	R4		
区収集	可燃ごみ (a)	62,029.55	62,181.32	63,816.28	61,876.45	59,204.54		
	不燃ごみ (b)	1,716.08	204.44	189.28	148.70	117.38		
	粗大ごみ (c)	1,752.02	2,053.43	2,002.42	2,258.43	2,126.27		
	資源	プラスチック	-	-	-	-	250.18	
		スチール缶	500.54	509.29	580.85	568.29	522.52	
		アルミ缶	357.90	364.00	416.16	407.25	373.96	
		びん	2,602.00	2,567.04	2,815.03	2,722.56	2,582.28	
		古紙	6,365.01	6,362.78	6,728.72	6,683.62	6,461.43	
		ペットボトル(ステーション)	1,350.61	1,388.24	1,495.84	1,536.94	1,546.84	
		分別回収計	11,176.06	11,191.35	12,036.59	11,918.65	11,487.04	
		拠点回収	ペットボトル(店頭回収)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			紙パック	16.97	16.03	14.60	14.69	13.37
			発泡トレイ	2.20	2.48	2.85	2.90	2.68
			乾電池	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			廃食油	2.36	2.50	2.88	2.55	2.38
		古布	103.62	105.85	106.58	120.49	116.88	
	拠点回収計	125.15	126.86	126.91	140.63	135.31		
	金属資源	金属資源(不燃)	497.00	1,919.46	2,034.66	1,778.11	1,564.29	
		金属資源(粗大)	593.67	467.80	453.66	504.86	472.01	
		金属資源計 (d)	1,090.67	2,387.26	2,488.32	2,282.97	2,036.30	
資源計 (e)	12,391.88	13,705.47	14,651.82	14,342.26	13,908.83			
区収集ごみ計 (f)	77,889.53	78,144.65	80,659.80	78,625.83	75,357.01			
持込ごみ (許可業者収集等) (g)	19,053.58	19,135.87	16,200.98	16,240.29				
集団回収	紙類	5,886.81	5,614.46	4,944.93	5,230.93	4,802.43		
	布類	100.63	99.65	96.90	90.20	88.07		
	金属類	57.90	61.77	62.90	66.88	64.42		
	びん類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	集団回収計 (h)	6,045.34	5,775.88	5,104.73	5,388.01	4,954.91		
宅配便回収 (小型家電等、R4.12月から) (i)	-	-	-	-	15.01			
ごみ排出量 (j=a+b+c+d+g)	85,641.90	85,962.31	84,697.28	82,806.84	63,484.49			
ごみ総排出量 (k=f+g+h+i)	102,988.45	103,056.40	101,965.51	100,254.13	80,326.93			
総資源化量 (l=e+h+i)	18,437.22	19,481.34	19,756.55	19,730.27	18,878.75			

【持込ごみを含む】

リサイクル率=総資源化量(l)÷ごみ総排出量(k)						
リサイクル率(%)	(l/k)	17.9%	18.9%	19.4%	19.7%	

【持込ごみを含まない】

資源回収率=総資源化量(l)÷(ごみ総排出量(k)-g)						
資源回収率(%)	(l/(k-g))	22.0%	23.2%	23.0%	23.5%	

資源(びん・缶・ペットボトル売却額実績)推移

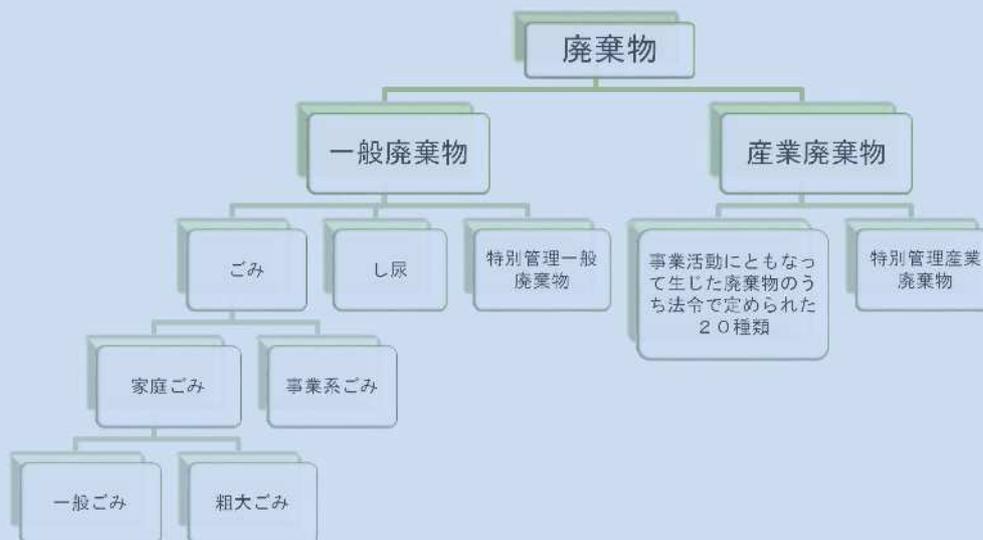
単位(円)

年度		H30	R1	R2	R3	R4
資源売却額実績	スチール缶	2,502,715	2,546,435	2,132,300	5,687,906	8,616,216
	アルミ缶	21,474,180	21,840,180	18,281,266	34,643,900	43,345,640
	びん	887,410	736,499	768,035	736,776	696,524
	ペットボトル	40,051,678	36,102,884	37,268,058	55,153,847	119,569,176

あ行

一般廃棄物と産業廃棄物

一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、ごみとし尿に分類される。



か行

キエーロ（生ごみ分解・消滅処理容器）

黒土のバクテリアの力を使い、生ごみを分解処理する生ごみ処理機のこと。従来のコンポスト型生ごみ処理機は、生ごみをたい肥化することから、都市部ではたい肥の処理に困り、なかなか普及しなかった。しかし、キエーロは土の中で生ごみを分解するため、土が増えず、ベランダ等でも気軽に取組めるという利点がある。

拠点回収

特定の種類のごみを資源として区内の公共施設などで無料で回収すること。

北区ではエコ広場館や区民センター、一部のスーパーマーケット等にサンクルポストを設置し、資源を回収している。

ケミカルリサイクル

熱や圧力により、元の石油や化学原料に戻してから利用する方法。

小型家電

消費者が通常家庭で使用する電気機械器具であって、効率的な収集運搬が可能であり、経済性の面における制約が著しくないものを、制度対象品目として政令で定めることとしている。

具体的な対象品目は、携帯電話端末、電話機、ラジオ、デジタルカメラ、映像用機器（DVDプレーヤー等）、音響機器（デジタルオーディオプレーヤー等）、理容用機器（ヘアドライヤー、電気かみそり等）、ゲーム機など。

小型家電リサイクル法

平成25年4月から施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図ることで、循環型社会の形成を推進することとしている。

小型家電リサイクル法では各関係者の役割が規定されており、「消費者（事業者）が分別排出し」、「市町村が消費者から分別回収して再資源化事業者へ引渡し」、「再資源化事業者が引取った使用済小型家電

を再資源化を適正に実施する」こととなっている。携帯電話やデジタルカメラなどが対象品目として定められている。

戸別収集

ごみを集積所等へ出すのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前等、建物ごとに出し、清掃職員が一軒ずつ収集していく方法。戸別収集ではそれぞれの玄関先等に出すこととなるので、ごみの出し方に対する意識の向上、それに伴うごみの減量や資源回収率の向上に効果があると考えられている。

さ行

サーマルリサイクル（熱回収）

廃棄物から熱を回収すること。ごみの焼却処理から得られる熱が、ごみ発電や施設内の暖房・給湯・温水プール・外部への蒸気利用等に利用される。北清掃工場では発電及び隣接施設への蒸気提供を行っている。

なお、平成 20 年「循環型社会の構築に向けた北区の施策のあり方」の答申では、資源化が難しい廃プラスチックの再利用としてサーマルリサイクルをエネルギーリカバリー（廃棄物の熱源利用）として表現した。

雑がみ

新聞・雑誌・段ボール以外の資源化可能な紙類のこと。具体的には、お菓子の紙の箱・ティッシュの箱・コピー用紙・包装紙・ポスター・カレンダー・紙袋・封筒など。

残渣（ざんさ）

溶解・濾過（ろか）などのあとに残った不溶物。残りかす。

食品ロス

食べ残しや消費・賞味期限切れ、売れ残り等、様々な理由で、食べられる状態であるにもかかわらず、廃棄されてしまう食品のこと。フードロスともいう。

集団回収

町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなど任意の団体が、家庭から出る古紙などを集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動。

北区では活動団体に対し、回収量に応じて 1kgあたり 6 円の報奨金を支給している。

製品プラスチック（「廃プラスチック類」の欄を参照）

た行

厨芥類（ちゅうかいりい）

厨房・調理場から出る生ごみのこと。

東京二十三区清掃一部事務組合

平成 12 年 4 月に特別区(東京 23 区)で組織され、特別区内の中間処理を実施している。管理者は特別区の区長より互選される。事務内容は、①焼却施設の整備及び管理運営、②他ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理の施設の整備及び管理運営。なお、東京二十三区清掃一部事務組合の運営費用は、手数料や売電収入等の歳入の他、特別区である 23 区が「分担金」として、ごみ量の割合で負担している。

は行

廃プラスチック類

ごみとして捨てられるプラスチックの総称のこと。

(関連)

容器包装プラスチック 商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物で、その商品を使ったり取り出したあと、不要になるもの。プラマークが目印。おかしの袋や洗剤のボトルなどが該当する。

製品プラスチック 製品自体にプラスチックが使われている文具や玩具類などが該当する。

発生抑制、排出抑制

ごみになりにくい商品の使用や購入、レジ袋や過剰包装の辞退、必要としている人に譲るなどにより、ごみとして発生・排出する量を減量させること。

訪問収集・ふれあい訪問収集

訪問収集とは、ごみ(可燃・不燃)を集積所まで運び出すことが困難な方に対して、職員が玄関先まで訪問して収集するサービスのこと。

ふれあい訪問収集とは、ごみ(可燃・不燃)の訪問収集を行う際に、ごみの排出がない場合には安否確認を併せて行う訪問収集のこと。

ま行

マテリアルリサイクル(プラスチックの場合)

廃プラスチックをプラスチック製品へと変換するリサイクル方法。廃プラスチックからペレット状の同質の原料や製品などに加工される。

や行

容器包装プラスチック(「廃プラスチック類」の欄を参照)

ら行

リサイクル率と資源回収率

リサイクル率とは、一般に資源を含めた総ごみ排出量に占める総資源化量の比率である。総ごみ排出量には、清掃工場への直接持ち込みごみを含んでいる。

資源回収率は、清掃工場への持ち込みごみを含めないで上記の計算をしたものである。

持ち込みごみは、事業系ごみで自己処理責任が原則であり景気変動等の影響を受けやすい。このことから家庭ごみのリサイクル率を見る場合、分母から除外して「資源回収率」を「リサイクル率」としている自治体もある。

リサイクル率＝総資源化量÷総ごみ排出量(清掃工場持込ごみを含む)

資源回収率＝総資源化量÷ごみ排出量(清掃工場持込ごみを含まない)

リデュースクッキング

Reduce cooking waste(料理の無駄を減らすこと)を意味しており、普段の調理では生ごみとして、捨ててしまう部分も活用できる調理方法のこと。

レアメタル

地球上の存在量が稀であるが、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、安定供給の確保が政策的に重要で、産業に利用されるケースが多い希少な非鉄金属を指し、構造材料へ添加して特性を向上させたり、また電子材料・磁性材料などの機能性材料などに使用されている。

具体的にはインジウム・ガリウム・クロム・ゲルマニウム・コバルト・ジルコニウム・ストロンチウム・セシウム・セリウム・タングステン・タンタル・チタン・ニオブ・ニッケル・バナジウム・パラジウム・プラチナ(白金)・マンガン・ロジウムなど。

東京都北区資源循環推進審議会委員名簿

区分	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	やまや 山谷 修作 <small>しゅうさく</small>	東洋大学名誉教授
	かとうの 上遠野 武司 <small>たけし</small>	大東文化大学経済学部教授
	まつなみ 松波 淳也 <small>じゅんや</small>	法政大学経済学部教授
区 議 会 議 員	あおき 青木 博子 <small>ひろこ</small>	北区議会議員（第1回～第3回）
	まつざわ 松沢 よしはる	北区議会議員（第1回）
	せいの 恵子 <small>けいこ</small>	北区議会議員（第1回）
	さとう 佐藤 ありつね	北区議会議員（第1回）
	さかば 坂場 まさたけ	北区議会議員（第2回～第3回）
	やまざき 山崎 たい子	北区議会議員（第2回～ ）
	うすい 愛子 <small>あいこ</small>	北区議会議員（第2回～第3回）
	ひらた 平田 りさ	北区議会議員（第4回～ ）
	すどう すどう あきお	北区議会議員（第4回～ ）
	あおき 青木 のぶえ	北区議会議員（第4回～ ）
	あだち 安達 しんじ	北区議会議員（第4回～ ）
区 民	つかもと 塚本 しんや <small>しんや</small>	公募区民
	こが 古賀 ゆきこ <small>ゆきこ</small>	公募区民
	おおぬき 大貫 しんいち <small>しんいち</small>	北区町会自治会連合会
	こさき 小笹 えつこ <small>えつこ</small>	特定非営利活動法人 北区リサイクラー活動機構
	おかもと 岡本 ゆりこ <small>ゆりこ</small>	北区地域リサイクラー協議会
	まつもと 松本 ほるみつ <small>ほるみつ</small>	北区清掃協力会
	やました 山下 ほるえ <small>ほるえ</small>	北区消費者団体連絡会
事 業 者	なりかわ 成川 ともひで <small>ともひで</small>	北区商店街連合会
	わにぶち 鱈渕 ゆうじろう <small>ゆうじろう</small>	北区リサイクラー事業協同組合
	たむら 田村 すみお <small>すみお</small>	東京商工会議所 北支部
	さいとう 齊藤 まさみ <small>まさみ</small>	(社)北区産業連合会
区 職 員	なかじま 中嶋 みのる <small>みのる</small>	北区政策経営部長（第1回～第3回）
	ふじの 藤野 ひろし <small>ひろし</small>	北区政策経営部長（第4回～ ）

東京都北区資源循環推進審議会審議経過

	開催日	主な内容
第1回	令和4年5月12日	委嘱について 諮問について 審議会運営について
第2回	令和4年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項「今後のごみ減量の推進について」 ① 区民主体の集団回収への支援事業の拡充 ② 区民へのきめ細かい情報提供 ③ 生ごみの減量と食品ロスの削減 ④ 雑がみの資源化 ⑤ 不燃ごみ・粗大ごみの資源化 ⑥ プラスチックごみの減量 ・ごみ収集現場見学（9/7）、北清掃工場見学（9/13）
第3回	令和5年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項「今後のごみ減量の推進について」 ⑦ 戸別収集の地域拡大の検討 ⑧ 家庭ごみの有料化の検討 ⑪ 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施 ・不燃・プラスチック等中間処理施設見学
第4回	令和5年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項「今後のごみ減量の推進について」 ⑨ 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施 ⑩ 優良事業者表彰制度の創設 ⑫ 清掃事業関連施設の再編・有効活用
第5回	令和5年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項「今後のごみ減量の推進について」 ・答申案の検討
第6回	令和5年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案のまとめ
第7回	令和6年	<ul style="list-style-type: none"> ・区民からの意見募集結果報告 ・最終答申